

資料20-1

国際ボランティア貯金に係る寄附金配分の認可について
(諒問第1061号)

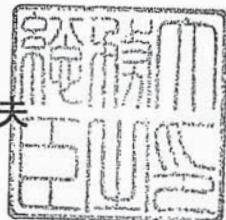


資料 20-1-1

諮詢第 1061 号
平成 24 年 2 月 28 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋温殿

総務大臣
川端達夫



諮詢問書

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長浦野道郎から、平成 24 年 1 月 31 日付け機構第 2891 号で、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、整備法附則第 21 条第 1 項の決定及び整備法附則第 22 条第 1 項に規定する事項を定めることについて、認可申請があった。

これらについて審査した結果は別紙のとおりであり、整備法附則第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に適合していると認められる。よって、旧寄附委託法第 7 条の 2 第 1 項の規定による認可をすることとしたいたい。

上記について、旧寄附委託法第 7 条の 2 第 2 項により諮詢する。

国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可申請に関する審査結果

I 配分団体及び配分額

関連条文	審査結果	理由
<p>【整備法附則第 21 条第 1 項前段】</p> <p>機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 1 項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第 1 項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 2 項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第 5 条及び第 6 条第 2 項（附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する<u>民間海外援助団体を公募し</u>、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条に規定する<u>旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう</u>、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。</p> <p>※旧郵便貯金利子寄附委託法第 1 条</p> <p>この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。</p> <p>※旧郵便貯金利子寄附委託法第 2 条第 1 項</p> <p>郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、<u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助</u>（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。</p>	適	<p>配分団体及び配分額は、機構の作成する「配分申請のご案内」等によると、機構において、①配分団体に係る審査、②配分額に係る審査を行い、外部有識者で構成する審査会の審査を経て決定することとされている。</p> <p>機構は、機構に対し申請のあった配分団体及び配分額について、それぞれ、次のとおり、預金者の善意が有効に生かされるよう旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなう基準に基づき審査を行っていることから、機構による当該審査及びその結果による配分団体及び配分額については、整備法第 21 条第 1 項との適合性が確保されているものと認められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配分団体に係る基準 配分団体については、旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなうよう、団体について、海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること等の要件を、団体が行おうとする事業について、地域実態を踏まえた BHN（基礎的生活分野）の充足に資するものであること等の要件をそれぞれ定めている。 2 配分額に係る基準 配分額については、旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなうよう、配分すべき項目として事業に係る経費のうち民間海外援助事業の実施に直接関わる経費を、配分すべき額として当該経費ごとにその算定基準をそれぞれ定めている。

II 配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理由
<p>【整備法附則第 22 条第 1 項】 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。</p>	適	配分団体が守らなければならない事項については、旧郵便貯金利子寄附委託法の目的にかなうよう、その内容として、配分金の使途の制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正の確保に資するものであると認められることから、整備法附則第 22 条第 1 項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

※ 上表で使用する法令名については、以下のとおり。

- ・ 「整備法」
→ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）
- ・ 「旧郵便貯金利子寄附委託法」
→ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）
- ・ 「旧郵便貯金法」
→ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）

資料 20-1-2

機構第2891号
平成24年1月31日



総務大臣
川端 達夫 様

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

理事長 浦野 道郎



平成23年度国際ボランティア貯金に係る寄附金配分認可申請書

平成23年度の国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分に当たり、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成2年法律第72号。以下「法」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 申請内容

- (1) 寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額 …… 別紙1
- (2) 配分団体が守らなければならない事項 …… 別紙2

2 添付資料

- (1) 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法 …… 別紙3
- (2) 法第5条及び第6条第2項の規定により寄附金に充てられた
金額等 …… 別紙4

寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額

団体名(所在地)	配分額 千円	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 アプカス (北海道函館市元町20-15)	9,223	住民の生計向上のための家畜飼育指導 (スリランカ・キャンディ県デルトタ郡バウラーナ村)
特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト (山形県山形市青田南1-11-A-705)	5,082	貧困家庭の子どものための職業教育課程の創設、指導者の育成及び施設整備 (バングラデシュ・ラッシャヒ県ラッシャヒ市)
福島県障害児・者の動作学習研究会 (福島県郡山市昭和2-16-14 佑寿Ⅲ203)	2,431	心身障がい児・者のための心理リハビリ指導者の育成及び保護者連絡会の設立 (マレーシア・ペラ州、ネグリシンビンラン州、サラワク州、サバ州、セランゴール州、パバン州)
アジア・アフリカと共に歩む会 (埼玉県さいたま市中央区大戸5-17-1)	8,834	基礎教育支援のための学校図書室の配備と巡回指導 (南アフリカ・クワズールナタール州ウグ郡ブンガシェ地域、ドゥドウドゥ地域、ヒバディーン地域)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド (埼玉県飯能市美杉台4-40-1)	7,203	ろう学校生徒のための補聴器配備及び教員の研修会開催 (ミャンマー・ヤンゴン特別区、マンダレー県)
特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会 (千葉県柏市千代田3-12-8-105)	1,762	住民のための識字教育の実施及び識字教師の育成 (カンボジア・コンポンチャム州バティエイ郡)
特定非営利活動法人 アジア・レインボー (東京都足立区南花畠4-14-1)	3,633	貧困労働者のための職業訓練校(縫製・美容・バイク修理・電化製品修理)の運営 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都文京区音羽一丁目10-4 池田ビル3F)	4,031	就学前教育の充実のための僻地への教材配布及び研修会開催 (カンボジア・バンディアイミアンチェイ州セレイサポアン市)
特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都台東区台東1-33-6 セントオフィス秋葉原10階)	9,228	住民のための診療・手術及び医療従事者への技術指導 (ミャンマー・ザガイン管区)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都目黒区上目黒3-6-18 西村ビル601号)	2,879	貧困家庭の子どものための給食付き識字教室の運営及びスタッフの研修 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル6F)	4,587	難民等に対する子どもの栄養失調予防支援(リーダー養成、家庭訪問、調理実習等) (パレスチナ・ガザ市)
特定非営利活動法人 パルシック	7,865	紅茶有機栽培農家のための共同出荷組合拡大及び運営指導

団体名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
(東京都千代田区神田淡路町 1-7-11 東洋ビル3F) 特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都豊島区目白3-4-5 アビタメジロ603)	5,624	(スリランカ・南部州マータレ県デニヤヤ郡) 難民キャンプにおける歯科診療所運営支援、歯科医等研修 及び予防教育の実施 (レバノン・トリポリ市難民キャンプ、ベイルート市)
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F)	4,889	タイに居住するミャンマー人難民等のための法教育の実施 (タイ・タク県)
特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会 (東京都北区赤羽西1-6-1-1103)	7,187	栄養失調児のための給食支援、生活改善のための職業訓練 及び学校運営 (中央アフリカ・バンギ市)
梅本記念歯科奉仕団 (神奈川県横浜市金沢区大川17-4-105)	2,548	ハンセン病患者のための歯科診療、口腔衛生教育、舗装具 作成支援及び医療技術指導 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡、チャンパサック県パトウ ポン郡)
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 (愛知県日進市岩崎町阿良池12 愛知学院大学日進学舎内)	7,934	口唇口蓋裂患者の無料手術の実施及び医療従事者に対する 技術指導 (エチオピア・グラゲ県)
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会 (愛知県名古屋市千種区末盛通2-11 愛知学院大学歯学部内)	4,476	口唇口蓋裂患者の無料手術の実施及び医療従事者に対する 技術指導 (ベトナム・ホーチミン市、ベンチエ省)
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか (大阪府豊中市北桜塚4-7-11-109)	2,519	住民の生計向上のための縫製・機織り技術指導 (ネパール・ジャナクプール県シンズリ郡)
ラルバテの会 (大阪府堺市南区晴美台3-5-5-103)	1,502	妊婦及び母子のための健康管理指導 (ネパール・カトマンズ)
特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会 (奈良県天理市西長柄町265-4)	7,425	住民のための診療所医療設備の充実、HIV感染者に対するカ ウンセリング・栄養指導の実施及び孤児院の備品整備 (ケニア・東州エンブ県ルネンジェス市)
特定非営利活動法人 地球市民の会 (佐賀県佐賀市高木町3-10)	2,053	農民の生計向上のための村落開発リーダー育成事業(有機農 法及び職業訓練) (ミャンマー・南シャン州タウンジー県)

計 22事業 112,915 千円

別紙様式 1

(記 番 号)
平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代 表 者 役 職 名)
(氏 名 [登録印])

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の実施計画変更承認申請書
(機構第※※※※号 (H※.※.※) 関連)

標記について、下記の理由により援助事業の内容を変更したいので、承認申請をします。

記

1 援助事業名 (対象国・地域)

()

2 計画変更の内容

変更前の実施計画	変更後の実施計画

3 計画変更の理由

【記入上の注意等】

- 1 記3の計画変更の理由は、その根拠、背景等を具体的に記入してください。
- 2 変更申請の承認手続は、変更予定の事業に着手する前に行ってください。

別紙様式2

(記 番 号)
平成 年 月 日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長 殿

(団 体 名)
(代表者役職名)
(氏 名〔登録印〕)

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の完了報告書
(機構第※※※※号 (H※.※.※) 関連)

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 援助事業名（対象国・地域）

()

2 配分額

配分額	千円
(内訳)	受領額 千円
	未受領額 千円

3 配分事業の総費用額等

総費用額	円
(内訳)	自己資金額（総費用額-受領額） 円
	自己資金額の割合（自己資金額÷総費用額×100） %

4 援助事業の実施状況及び効果

5 配分項目別経費の使用状況

配分項目	①配分決定額	②変更承認後の 配分額	③実際の使用額	④差額 (①—③ 又は②—③)
合 計				

注：1 変更承認を受けたものについては、承認文書の写しを添付すること。

2 「差額」の欄は、自己資金で負担した額か、返還を要する額となる。

6 援助事業の完了時期

平成 年 月 日

7 現地の人々の反響・意見

8 監査結果記載欄

配分申請書に記載の監査担当者が、事業内容及び会計報告内容について内部監査を行い、以下の欄に署名（自筆）及び押印してください。

上記の記載事項及び会計書類を監査したところ、援助事業の実施結果は正しく記載されており、また、配分金の適正な使用と添付の会計書類に不備がないことを確認した。

監査年月日

監査役氏名 (自筆署名)

印

【記入上の注意等】

1 記4の援助事業の実施状況及び効果は、援助事業の着手から完了までの実施経過、事業の効果（反省点も含む。）等を具体的に記入してください。

2 記5の配分項目別経費の使用状況は、配分決定通知文書の「配分項目」に基づき、派遣人数や雇用人数、期間等も括弧書きするなどし、漏れなく記入してください。

また、会計帳簿（写）、領収書、両替票、航空券控（eチケット控）及び搭乗半券など支出額を証明する資料をすべて添付してください。

なお、領収書、両替票、航空券控（eチケット控）及び搭乗半券など支出額を証明する資料については、原本の提出が困難である事情を具体的に記載した理由書の提出をいただき、

その事情について当機構がやむを得ないと判断した場合を除き、すべて原本を添付してください。

- 3 記7の現地の人々の反響・意見は、現地の人々の率直な意見等を記入してください。また、写真等で現地の状況が分かるものを添付してください。

配分団体が守らなければならない事項

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第22条第1項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式1の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあっては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めたときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式2の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則

第22条 機構は、配分金（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第1項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第1項若しくは同条第3項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

1 配分審査の客観性・透明性の確保

- (1) 「国際ボランティア貯金寄附金 平成23年度 配分申請のご案内」(以下「ご案内」という。)に明記されている団体の要件及び事業の要件に合致していることを確認
- (2) 「ご案内」に明記されている「配分対象となり得る経費及びならない経費」等に基づき配分項目及び配分額を精査
- (3) 過年度事業の実施状況の評価を反映
- (4) 機構で実施する配分審査会による審査

2 審査基準

「ご案内」に次のとおり明記。

(1) 団体の要件

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑥ 郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。
- ⑦ 団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

(2) 事業の要件

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野)を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 事業が平成24年4月1日から9月1日までの間に開始され、平成25年3月までに完了し、平成25年4月15日までに完了報告書を提出できること。
- ⑦ 繼続して配分を受けている事業の場合、5回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行为(類似行為を含む)が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
- ⑩ 事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報(危険情報)において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

3 配分審査手順

(1) 配分申請書の形式審査

配分申請書及び添付資料が、平成23年度形式審査チェックシート（別添1）の各項目を満たしていることを確認。

(2) 団体要件の審査

配分申請書及び添付資料をもとに、「団体の要件」をすべて満たしていることを確認。

(3) 事業要件の審査

配分申請書及び添付資料をもとに、「事業の要件」をすべて満たしていることを確認。

(4) 配分項目の精査

提出された配分申請書に含まれる「経費関係・事業全体及び寄附金配分希望」について、事業要件に合致しない活動に係る費目を除いた上で、「配分対象となり得る経費及びならない経費」に定める以下の基準により配分項目を精査。

ア 次の項目のみについて、配分対象とする。

- ・ 物資・資機材の調達費
- ・ 事業対象地での研修関係費
- ・ 建設費、建造物の工事費（工事管理費を除く）
- ・ 現地事務所経費
- ・ 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費
- ・ 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
- ・ 現地における雇用費
- ・ 現地交通費
- ・ 査証取得手数料
- ・ 事業対象地の住民を研修目的で日本に招聘する際の旅費及び宿泊費
(招聘期間は通算90日まで。)
- ・ 上記で招聘した研修生に同行するスタッフの日本国内の旅費及び宿泊費
(2名分まで)

イ 物資や施設（設置工事を含む）の供与に係る経費は、その供与が、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上での「手段」として必要性が高いと認められる場合に配分対象とする。

(5) 配分金額の精査

以下の査定基準により、各項目の金額を精査する。

項目		上限額（単価）
【物件費】	下記を除く物件費 (事業実施に必要不可欠なもののみ)	配分申請額×95%
	現地事務所経費等（賃借費用、光熱費等を含む。）	3万円/月、1箇所のみ
	現地での研修関係費 (参加者への支給分)	教材費・食事代・交通費を含め300円／1人日
【特種物件費】	航空運賃	配分申請額（エコノミー運賃）
	現地交通費	配分申請額×90%
	滞在費	3,000円/1泊（活動を行わない日は支給しない）
【人件費】	現地雇用費	
	技術者・専門家	900円/人日
	運転手・事務員	600円/人日
	作業員・警備員	300円/人日
	派遣者日当	3,000円/人日(移動日及び活動を行わない日は支給しない)

4 過年度事業等の評価の反映

平成19年度上期から平成21年度までの完了事業に対する監査結果及び平成22年度事業（現在実施中）の中間報告の監査結果を、「団体の要件（過去の事業実施に当たっての重大な問題）」の審査に用いた。

5 配分保留額の考え方

- (1) 平成23年度の配分原資は、平成22年度の配分残額の繰越額等で、2億1500万円となつた。
- (2) 公募の結果、25団体から25事業、総額1億4,891万円の申請があった。これらを前述のとおり審査し、22団体の22事業、総額1億1,291万円の配分案を作成した。
- (3) その結果生ずる配分残額1億208万円は、次回配分の原資として保留することとする。

・配分原資額(1)	215,000,245 円
・配分予定額(2)	112,915,000 円
・次回配分用の配分原資として保留(3)=(1)-(2)	102,085,245 円

6 配分案の確定

配分団体（事業）ごとの内訳は別添2のとおり。

取扱厳重注意

別添1

平成23年度形式審査チェックシート

団体名 : _____

実施日	検査者

確認項目・方法	検査状況 (○又は×)	左記×に対する整備状況(注)
注 「検査状況」が×とされた項目については、事後「左記×に対する整備状況」欄に措置状況等を記入する。 (申請団体に対する措置要請にもかかわらず、申請団体が追加措置を対応しない場合は、審査終了。(「配分申請のご案内」第2の6関連。))		
1 様式1(全団体) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、項目に記入漏れがなく、A41枚以内にまとめられている。		
2 様式2「申請団体に関すること(その1)」(全団体) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、ページ、項目に記入漏れがない。		
3 様式3-1又は様式3-2「申請団体に関すること(その2)」 (全団体、どちらか一方) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、ページ、項目に記入漏れがない。		
4 様式3-1関係添付資料(上記で様式3-1を提出した全団体。ただし、(8)は該当団体のみ) (1) 添付資料の①「最新の定款又は寄附行為」が存在する。 (2) 添付資料の②「団体の登記簿謄本」(=提出日前3か月以内に発行された「履歴事項全部証明書」を有効な資料の範囲とする。)が存在する。 (3) 添付資料の③「印鑑証明書」 ア 申請年月日以前、3か月以内に発行された印鑑登録証明書等の原本である。 イ 地方法務局発行の印鑑登録証明書で、法人名称、主たる事務所、代表者名が(前述の)様式1の記載及び印影と一致している。 ウ 団体を代表する者として定められた役職の者が、(前述の)様式1、様式2様式3-1関係添付資料②と合致している。 (4) 添付資料の④「平成23年度の事業計画(当年度に行うすべての事業についての概要)」が存在する。 (5) 添付資料の⑤「平成23年度の收支予算書(当年度に行う管理費を含むすべての收支についての概算)」が存在する。 (6) 添付資料の⑥「平成22年度の収支決算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録」が存在する。 (7) 添付資料の⑦「平成21年度の収支決算書、貸借対照表、事業報告書、財産目録」が存在する。 (8) (この項、国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて事業を実施した実績のない団体のみ)添付資料の⑧「相応の海外援助事業の実績を有している期間が1年以上あることを示す資料」が存在する。		
5 様式3-2関係添付資料(上記で様式3-2を提出した全団体。) (1) 添付資料の①「最新の団体規約」が存在する。 (2) 添付資料の②「最新の理事及び監事(又はこれらに相当する役員)の名簿」が存在する。 (3) 添付資料の③「団体代表者の印鑑登録証明書」 ア 申請年月日以前、3か月以内に発行された印鑑登録証明書等の原本で		

ある。		
イ 印鑑登録証明書の印影は、(前述の) 様式 1 の印影と一致している。		
ウ 団体を代表する者として定められた役職の者が、(前述の) 様式 1 、 様式 2 様式 3 - 1 関係添付資料②と合致している。		
(4) 添付資料の④「平成 23 年度の事業計画（当年度に行うすべての事業についての概要）」が存在する。		
(5) 添付資料の⑤「平成 23 年度の収支予算書（当年度に行う管理費を含むすべての収支についての概算）」が存在する。		
(6) 添付資料の⑥ 団体の構成員又は会員に添付資料の④及び⑤を報告したことが分かる資料（総会議事録など）が存在する。		
(7) 添付資料の⑦ 団体としての平成 22 年度の収支決算書、事業報告書が存在する。		
(8) 添付資料の⑧ 団体の構成員又は会員に添付資料の⑦を報告したことわかる資料が存在する。		
(9) 添付資料の⑨ 団体としての平成 21 年度の収支決算書、事業報告書が存在する。		
(10) 添付資料の⑩ 団体の構成員又は会員に添付資料の⑨を報告したことわかる資料が存在する。		
6 様式 4 「(申請事業を計画するために実施した) 事前調査の状況」 (全団体) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、ページ、項目に記入漏れがない。		
7 様式 5 「申請事業計画の実施体制等」 (全団体) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、ページ、項目に記入漏れがない。		
8 様式 5 関係添付資料((1)については該当する団体のみが対象。当該内容については後刻再確認とし、本時点では存否のみ確認。(2)については全団体。) (1) 添付資料の(1)「(対象国から申請団体が取得した外国籍) NGO 登録証の写し又はこれに相当する登録ないし許可」の写しが存在する。 (2) 添付資料の(2)「地図」		
9 様式 6 「申請事業計画の詳細」 (全団体) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、ページ、項目に記入漏れがない。		
10 様式 7 「経費関係・事業全体及び寄附金配分希望」 (全団体) (1) ウェブサイトに掲載した様式により提出されており、かつ、ページ、項目に記入漏れがない。 (2) 「配分希望額」の合計が申請上限額を超えていない。(新規申請団体 200 万円(相応の実績がある団体)既配分団体 1,000 万円／1 団体当たり)(超えていれば該当の申請団体あて上限額以上の希望は通らない旨通知し、申請額を当該上限額とする。) (3) 「配分希望額」の合計が費用総額の合計を超えていない。(超えてれば該当の費用総額以上の申請額希望は通らない旨通知し、申請額を当該費用総額とする。)		
11 様式 7 関係添付資料(案件内容等により該当する団体のみが対象。当該内容については後刻再確認とし、本時点では存否のみ確認。) (1) 添付資料の(1)「見積書」 (2) 添付資料の(2)「工事や施設の概要図」		

特定非営利活動法人 アプカス

配分総額 9,223 千円

○ 住民の生計向上のための家畜飼育指導[スリランカ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 牛(乳牛優良ジャージー種)購入費 鶏購入費	55頭分 4000羽分	4,206 千円
建設費 牛舎建設費 養鶏小屋建設費 井戸建設費	55式分 1式分 1式分	2,340 千円
現地事務所経費 事務所賃借料	12か月分	360 千円
日本人旅費 専門家航空運賃(日本ースリランカ)	2往復分	220 千円
日本人宿泊費 専門家宿泊費	180人日分	540 千円
日本人日当 専門家日当	180人日分	540 千円
現地人件費 調整員人件費 家畜飼育事業調整専門家人件費 事業統括補佐人件費	279人日分 279人日分 279人日分	585 千円
現地交通費 車両レンタル代	12か月分	432 千円

特定非営利活動法人 アロアシャ・プロジェクト

配分総額 5,082 千円

○ 貧困家庭の子どものための職業教育課程の創設、指導者の育成及び施設整備[バングラデシュ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
建設費		4,233 千円
増築校舎躯体:柱、梁、天井	314.14m ²	
増築校舎外装:壁、窓枠	314.14m ²	
増築校舎内装:床、壁	314.14m ²	
増築校舎設備:電気、水周	314.14m ²	
現地人件費		849 千円
管理者1名	300人日	
指導者4名	1,000人日	

福島県障害児・者の動作学習研究会

配分総額 2,431 千円

○心身障がい児・者のための心理リハビリ指導者の育成及び保護者連絡会の設立[マレーシア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
日本人旅費 航空運賃 国内交通費	10往復 10往復	1,572 千円
日本人宿泊費 団体派遣スタッフ宿泊費	121人日	363 千円
日本人日当 団体派遣スタッフ日当	100人日	300 千円
現地人件費 通訳者	35人日	31 千円
現地交通費 団体派遣スタッフ及び現地スタッフ (クアラルンプール→サラワク→サバ→クアラルンプール)	3人	165 千円

アジア・アフリカと共に歩む会

配分総額 8,834 千円

○基礎教育支援のための学校図書室の配備と巡回指導[南アフリカ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		6,393 千円
学校図書室用備品	30校	
学校図書室用図書	30校	
移動図書館車搭載用図書	1台	
コンテナー図書室(コンテナー購入費)	8基	
研修関係費		78 千円
教材作成費	30部	
参加者交通費及び軽食費	120人	
現地事務所経費		360 千円
現地事務所家賃・光熱費	12か月	
現地交通費		432 千円
燃料費	12か月	
現地人件費		504 千円
専門家2名	240人日	
スタッフ2名	480人日	
日本人旅費		800 千円
現地プロジェクトマネージャー及び短期派遣スタッフ航空運賃	4往復	
日本人宿泊費		42 千円
短期派遣スタッフ滞在費	14人日	
日本人日当		225 千円
現地プロジェクトマネージャー	75人日	

特定非営利活動法人 NPOアジアマインド

配分総額 7,203 千円

○ろう学校生徒のための補聴器配備及び教員の研修会開催[ミャンマー]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 デジタル補聴器 補聴器保管棚(乾燥ケース) メンテナンス工具	60個 3個 3個	3,196 千円
研修関係費 教員研修費 保護者研修費 ヤンゴンの教員の研修実施地移動費用(バス)	200人日 250人日 5回	153 千円
日本人旅費 航空運賃(日本ーバンコク) 航空運賃(バンコクーヤンゴン) 航空運賃(ヤンゴンーマンダレー) 国内交通費	7往復 7往復 7往復 7往復	988 千円
日本人宿泊費 団体派遣スタッフ滞在費	110人日	330 千円
日本人日当 団体派遣スタッフ日当	117人日	351 千円
現地人件費 通訳	20人日	18 千円
現地交通費 ヤンゴンでの活動に要する費用 マンダレーでの活動に要する費用	1式 1式	29 千円
査証取得手数料 団体スタッフの実施地派遣分	7人	29 千円
査証取得手数料 実施地教員の日本招聘分 トランジットビザ	6人 6人	30 千円
現地スタッフ旅費 航空運賃(マンダレーーヤンゴン) 航空運賃(ヤンゴンーバンコク) 航空運賃(バンコクー日本) 日本国内旅費(到着空港ー研修地近辺) 日本国内旅費(都内研修地近辺) 日本国内旅費(国内ろう学校への移動費)	3往復 6往復 6往復 6往復 240人日 6往復	1,152 千円
現地スタッフ宿泊費 実施地教員の日本滞在費(6名分)	240人日	720 千円
同行スタッフ旅費 日本国内旅費(到着空港ー研修地近辺) 日本国内旅費(都内研修地近辺)(2名分) 日本国内旅費(国内ろう学校への移動費)	2往復 80人日 2往復	207 千円

特定非営利活動法人 ASACカンボジアに学校を贈る会

配分総額 1,762 千円

○ 住民のための識字教育の実施及び識字教師の育成[カンボジア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 識字教室生徒用文具、購読本購入費 識字教室教師用文具購入費 教室用備品購入費	225人分 12人分 9式分	163 千円
研修関係費 識字教師トレーニング参加費 識字教師トレーニング講師料 生活家計日誌、体験談資料作成費 ドナーバナー制作費 初めての手紙編集費	189人日分 21日分 225人分 1式分 1式分	175 千円
現地事務所経費 プロンペン事務所賃借料	8か月分	176 千円
日本人旅費 スタッフ渡航費(東京－カンボジア)	2往復分	200 千円
日本人宿泊費 スタッフ宿泊費	13人日分	39 千円
日本人日当 スタッフ日当	104人日	312 千円
現地人件費 アシスタントプログラムマネージャー人件費 識字スーパーバイザーア人件費 アシスタントスーパーバイザーア人件費 識字教師人件費 体験談関係人件費	180人日分 100人日分 120人日分 1260人日分 10人分	485 千円
現地交通費 日本人スタッフ現地交通費 現地スタッフ交通費	9か月分 9か月分	212 千円

特定非営利活動法人 アジア・レインボー

配分総額 3,633 千円

○貧困労働者のための職業訓練校(縫製・美容・バイク修理・電化製品修理)の運営[カンボジア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		769 千円
電化製品修理クラス用機材	1式	
バイク修理クラス用機材	1式	
縫製クラス用機材	1式	
美容クラス用機材	1式	
消音機	1式	
日本人旅費		320 千円
航空運賃	4往復	
日本人宿泊費		168 千円
派遣スタッフ宿泊費	56人日	
日本人日当		156 千円
派遣スタッフ日当	52人日	
現地人件費		2,220 千円
教師(昼間クラス5名)	1,200人日	
教師(夜間クラス5名)	1,200人日	
アシスタント(夜間クラス4名)	960人日	

特定非営利活動法人 幼い難民を考える会

配分総額 4,031 千円

○就学前教育の充実のための僻地への教材配布及び研修会開催[カンボジア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		
文字絵本5冊セット	320セット	1,832 千円
文字表(絵つき)	600セット	
文字表板付き	160セット	
文字カード	320セット	
メモリーカード	320セット	
歌絵本①	320冊	
歌絵本②	320冊	
復刻絵本3種	320セット	
紙芝居	160セット	
絵本「はははのはなし」	160冊	
増刷権利「はははのはなし」	160冊	
絵本「子どもの歌ひろば」	160冊	
子音パズルセット	1,600セット	
子音パズルセット 木枠	1,600個	
子音パズル容器	1,600個	
車パズル	800セット	
文房具セットカラー紙、のり	160セット	
教育省カリキュラム教材資材費	160セット	
研修関係費		252 千円
教育省幼児教育局講師2名日当(研修会)	20人日	
カンダール州幼児教育事務所講師1名日当(研修会)	10人日	
教育省運転手1名日当(研修会)	10人日	
上記の7名の研修会宿泊費	56人日	
研修者参加のためのガソリン代	225リットル	
現地事務所車輌ガソリン代	225リットル	
研修参加者交通費宿泊手当	450人日	
教育省研修会議参加者日当5名	15人日	
現地事務所経費		360 千円
賃料	12か月	
日本人旅費		420 千円
団体スタッフ渡航費用	6往復	
日本人宿泊費		23 千円
渡航スタッフ(事務局長1名)	16人日	
渡航スタッフ(担当1名)	5人日	

項目	数量	金額
日本人日当		784 千円
駐在スタッフ(専門家1名)	140人日	
駐在スタッフ(事務所長1名)	106人日	
渡航スタッフ(事務局長1名)	17人日	
渡航スタッフ(担当1名)	6人日	
現地人件費		360 千円
保育マネージャー1名	140人日	
保育コーディネーター1名	140人日	
保育アシスタント1名	140人日	
作業スタッフ1名	10人日	
会計スタッフ1名	106人日	

特定非営利活動法人 ジャパンハート

配分総額 9,228 千円

○ 住民のための診療・手術及び医療従事者への技術指導[ミャンマー]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 超音波機器購入費 電気メス購入費 手術用器具購入費 手術用縫合糸購入費	1式分 1式分 2式分 130式分	3,756 千円
日本人旅費 専門家航空運賃(日本→ヤンゴン→マンダレー) 現地管理者航空運賃(ヤンゴン→マンダレー)	33往復分 12往復分	4,020 千円
日本人日当 専門家日当 現地管理者日当	154人日分 165人日分	957 千円
現地人件費 通訳人件費 事務担当者人件費	77人日分 312人日分	194 千円
現地交通費 日本人専門家交通費(空港→活動地) 日本人現地管理者交通費(空港→活動地)	33回分 12回分	202 千円
査証取得手数料 査証取得費	22回分	99 千円

社会福祉法人 日本国際社会事業団

配分総額 2,879 千円

○貧困家庭の子どものための給食付き識字教室の運営及びスタッフの研修[カンボジア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 識字教室実施経費(教材等) 給食食材費 給食調理機材経費(食器、燃料費等)	12か月 12,600食 60人	1,083 千円
日本人旅費 航空運賃(団体短期派遣スタッフ及び団体駐在スタッフ分)	6往復	420 千円
日本人宿泊費 団体短期派遣スタッフ分	78人日	234 千円
日本人日当 団体駐在スタッフ分	60人日	180 千円
現地人件費 マネージャー1名 教師3名 教師補助1名	210人日 630人日 210人日	651 千円
現地交通費 団体駐在スタッフ分	84人日	60 千円
現地スタッフ旅費 航空運賃 日本国内移動の交通費	2往復 14人日	215 千円
現地スタッフ宿泊費 現地スタッフの日本滞在費	12人日	36 千円

特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター

配分総額 4,587 千円

- 難民等に対する子どもの栄養失調予防支援(リーダー養成、家庭訪問、調理実習等)
[パレスチナ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 子どもの成長状態測定機材購入費 教育用教材購入費(受益者配布用ブックレット)	10式分 2000部分	266 千円
研修関係費 研修講師料 研修教材費、食事代 調理実習費(生鮮食材、調理機材)	13人日分 910人日分 200回分	381 千円
現地事務所経費 ガザ事務所家賃	12か月分	180 千円
日本人旅費 スタッフ派遣旅費(日本-テルアビブ) 専門家派遣旅費(日本-テルアビブ)	1往復分 3往復分	869 千円
日本人宿泊費 専門家宿泊費	36人日分	108 千円
日本人日当 スタッフ日当 専門家日当	160人日 36人日分	588 千円
現地人件費 プロジェクトマネージャー・看護師人件費 地域保健ワーカー人件費	312人日 1248人日	1,404 千円
現地交通費 日本人スタッフ交通費(テルアビブ-エルサレム) 日本人専門家交通費(テルアビブ-エルサレム) 地域保健ワーカー交通費(車両レンタル代、ガソリン代) 母親リーダー交通費	1名分 3名分 312人日分 6240人日分	784 千円
査証取得手数料 査証取得手数料	1式分	7 千円

特定非営利活動法人 パルシック

配分総額 7,865 千円

○紅茶有機栽培農家のための共同出荷組合拡大及び運営指導[スリランカ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		
牛	25頭	1,019 千円
堆肥製作用ショベル	25本	
堆肥製作用鍬	25本	
堆肥製作用ビニールシート	25巻	
植物棚、日陰樹用苗木	25世帯分	
建設費(牛舎)		1,028 千円
セメント(5袋/1軒)	50組	
柱木材(15本/1軒)	50組	
屋根シート(8枚/1軒)	50組	
砂利(25パック/1軒)	50組	
ブロック(60個/1軒)	50組	
研修関係費		27 千円
教材費(25人/回)	4回	
現地事務所経費		345 千円
賃料	12か月	
日本人旅費		975 千円
航空運賃(駐在員)	1往復	
航空運賃(短期派遣者)	5往復	
国内交通費	6往復	
査証取得手数料	6件	
日本人宿泊費		150 千円
短期派遣者分	50人日	
日本人日当		1,050 千円
駐在員	300人日	
短期派遣者	50人日	
現地人件費		1,124 千円
有機農業専門家1名	300人日	
有機農業スタッフ2名	600人日	
庶務兼運転手1名	300人日	
調整スタッフ2名	600人日	
現地交通費		2,147 千円
訪問研修参加者交通費(バスレンタル、対象50名)	3回	
ガソリン代	12か月	
レンタカ一代(2台)	12か月	
トラクタ一代	12か月	
日本人専門家渡航時移動費	50日	

特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン

配分総額 5,624 千円

- 難民キャンプにおける歯科診療所運営支援、歯科医等研修及び予防教育の実施
[レバノン]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費		2,558 千円
歯科医院 機材購入費	1式分	
歯科医院 資材(消耗品)購入費	12か月分	
日本人旅費		720 千円
専門家及びスタッフ航空運賃(東京一ベイルート)	4往復分	
日本人宿泊費		132 千円
専門家及びスタッフ宿泊費	44人日分	
日本人日当		114 千円
専門家及びスタッフ日当	38人日分	
現地人件費		1,620 千円
歯科医人件費	300人日分	
看護師人件費	600人日分	
エデュケーター人件費	300人日分	
ソーシャルワーカー人件費	300人日分	
コーディネーター人件費	300人日分	
現地スタッフ招聘旅費		360 千円
専門家航空運賃(ベイルート一東京)	2往復分	
現地スタッフ招聘宿泊費		120 千円
専門家宿泊費	40人日分	

特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

配分総額 4,889 千円

○タイに居住するミャンマ一人難民等のための法教育の実施[タイ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
研修関係費 教材作成費 文具代	11か月 11か月	260 千円
現地事務所経費 施設賃料及び水道光熱費	12か月	360 千円
日本人旅費 講師及び通訳	16往復	1,920 千円
日本人宿泊費 講師及び通訳	90人日	270 千円
日本人日当 講師	75人日	225 千円
現地人件費 講師 スタッフ 作業員	1,200人日 600人日 300人日	1,530 千円
現地交通費 空港－実施地間	8往復	324 千円

特定非営利活動法人 NGOアフリカ友の会

配分総額 7,187 千円

○栄養失調児のための給食支援、生活改善のための職業訓練及び学校運営[中央アフリカ]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費(洋裁等教室)		509 千円
洋服用布地(6ヤード/巻)	360巻	
刺繡糸	900個	
毛糸	1,500個	
スチームアイロン	3台	
購入費(学校運営)		1,277 千円
教師用教材費	1式	
保険衛生費(バケツ、石鹼)	1式	
保険衛生費(健康診断等)	12か月	
ノート	240冊	
文具(定規、鉛筆、クレヨン等)	30人	
画用紙、筆、絵具	30人	
制服	30人	
靴	30人	
学校給食費	7,200食	
購入費(栄養指導等)		1,090 千円
オイルサーディン	1,200個	
米(50kg/袋)	36袋	
ミルク(25kg/袋)	24袋	
ピーナッツバター	12袋	
クロレラ	80袋	
薪	12か月	
カルテ作成費	1,000枚	
日本人旅費	6往復	2,220 千円
現地人件費(洋裁等教室)		372 千円
洋裁指導者2名	416人日	
編物指導者2名	416人日	
刺繡指導者2名	416人日	
現地人件費(学校運営)		264 千円
教師1名	240人日	
給食担当職員4名	240人日	
現地人件費(栄養指導等)		1,455 千円
医師1名	288人日	
看護師4名	1,150人日	
栄養士1名	288人日	
ソーシャルワーカー1名	288人日	
給食担当職員4名	832人日	

梅本記念歯科奉仕団

配分総額 2,548 千円

○ハンセン病患者のための歯科診療、口腔衛生教育、舗装具作成支援及び医療技術指導[ラオス]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 医薬品 舗装具材料 歯ブラシ	3回 100セット 1,000本	294 千円
日本人日当 団体協力者(タイ在住)	15人日	45 千円
日本人旅費 8月渡航分 11月渡航分 2月渡航分 上記3回の渡航の際の国内交通費 団体協力者(タイ在住)1名陸路分	4往復 4往復 4往復 12往復 8月、11月、2月	1,624 千円
日本人宿泊費 団体派遣者及び団体協力者	45室分	142 千円
団体協力者宿泊費 現地協力者	105室分	327 千円
現地人件費 歯科医師及び医師 4名 運転手 3名 理学療法士 1名 靴職人 1名 事務 1名 通訳 1名	60人日 45人日 15人日 15人日 15人日 15人日	116 千円

特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構

配分総額 7,934 千円

○ 口唇口蓋裂患者の無料手術の実施及び医療従事者に対する技術指導[エチオピア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 医療用機材購入費 医療用薬剤購入費	1式分 1式分	6,438 千円
日本人旅費 専門家航空運賃(日本ーアジスアベバ)	5往復分	1,042 千円
日本人宿泊費 専門家宿泊費	53人日分	159 千円
日本人日当 専門家日当	58人日分	174 千円
現地人件費 事務担当スタッフ人件費	65人日分	39 千円
現地交通費 車両借上費	20日分	82 千円

特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会

配分総額 4,476 千円

○ 口唇口蓋裂患者の無料手術の実施及び医療従事者に対する技術指導[ベトナム]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 医療用機材購入費 医療用薬剤購入費	1式分 1式分	1,686 千円
日本人旅費 専門家航空運賃(日本一ベトナム)	14往復分	1,750 千円
日本人宿泊費 専門家宿泊費	124人日分	372 千円
日本人日当 専門家日当	138人日分	414 千円
現地人件費 スタッフ人件費 通訳人件費 医師人件費	130人日分 25人日分 33人日分	130 千円
現地交通費 車両借上費	19日分	124 千円

特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか

配分総額 2,519 千円

○住民の生計向上のための縫製・機織り技術指導[ネパール]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 ミシン 機織り機 作業台・縫製道具類 機織り・縫製材料代 ミシン(既に配備されているもの)修理費用	8台 4台 2セット 100セット 10台	727 千円
日本人旅費 航空運賃	4往復	600 千円
日本人宿泊費 団体渡航スタッフ用	80人日	240 千円
日本人日当 団体渡航スタッフ用	80人日	240 千円
現地人件費 縫製指導者2名 コーディネーター1名 事務担当者1名	500人日 250人日 250人日	568 千円
現地交通費 団体渡航スタッフ用	4往復	144 千円

ラルバテの会

配分総額 1,502 千円

○ 妊婦及び母子のための健康管理指導[ネパール]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費 第二次性徴のしきみ 月経のしきみ(2巻) エイズ教育セット 体重バランス計算尺 デジタル自動血圧計 聴診器 電子体温計 携帯型デジタル尿糖計 尿糖計 カートリッジセット 体重計	1式分 1式分 1式分 1式分 1式分 1式分 1式分 2式分 1式分 1式分 1式分	128 千円
現地事務所経費 事務所経費	12か月分	144 千円
日本人旅費 専門家、スタッフ派遣旅費(日本一ネパール)	4往復分	600 千円
日本人宿泊費 専門家、スタッフ宿泊費	52日分	156 千円
現地人件費 スタッフ人件費	100人日	60 千円
現地交通費 現地交通費	25日分	18 千円
査証取得手数料 査証取得手数料	5回分	8 千円
現地スタッフ招聘旅費 招聘者航空運賃(ネパールー日本) 招聘者国内交通費	1往復分 45日分	238 千円
現地スタッフ招聘宿泊費 招聘者宿泊費	50日分	150 千円

特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会

配分総額 7,425 千円

○ 住民のための診療所医療設備の充実、HIV感染者に対するカウンセリング・栄養指導の実施及び孤児院の備品整備[ケニア]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
購入費(手術・検査関係)		3,598 千円
手術室用備品購入費		
電動油圧式手術台購入費	1台分	
油圧式椅子購入費	2脚分	
無影灯購入費	1台分	
加圧滅菌器購入費	1台分	
ステンレスカート購入費	2台分	
ステンレスゴミ箱購入費	1個分	
吸引機購入費	1台分	
全身麻酔機器購入費	1台分	
生体情報モニター購入費	1台分	
手動式人工呼吸器購入費	1台分	
喉頭鏡購入費	1台分	
酸素ボンベ購入費	1台分	
一酸化二窒素ボンベ購入費	1台分	
手術室内消耗品購入費	10式分	
CD4ラボマシン購入費	1台分	
購入費(孤児院用備品関係)		585 千円
二段ベッド購入費	50台分	
食堂用、勉強用テーブル購入費	10台分	
食堂用、勉強用長椅子購入費	20脚分	
建設費		1,403 千円
手術室建設費	1式分	
焼却炉建設費	1式分	
日本人日当		1,028 千円
責任者日当	240人日分	
会計担当者日当	240人日分	
現地人件費		811 千円
エイズカウンセラ一人件費(実態調査、ケアセンター、孤児院)	720人日分	
エイズ管理栄養士人件費	240人日分	
CD4測定器専属技師人件費	240人日分	

特定非営利活動法人 地球市民の会

配分総額 2,053 千円

- 農民の生計向上のための村落開発リーダー育成事業(有機農法及び職業訓練)
[ミャンマー]

[使途別内訳]

項目	数量	金額
研修関係費(購入費、建設費)		968 千円
循環型農業研修経費		
堆肥資材費	6回分	
堆肥作成小屋	1式分	
運搬トレーラー	1台分	
種代	1式分	
農機具代	10式分	
散布機	3式分	
木酢釜煙突(鉄パイプ)	1式分	
畑整備費(鉄条網)	1式分	
きのこ小屋建設費	1式分	
きのこ用資材費(ドラム缶、ビニール袋等)	1式分	
畜産研修経費		
豚小屋作成(トタン屋根)	2式分	
仔豚購入代	10匹分	
豚飼料代	6回分	
鶏小屋建設費	1式分	
鶏小屋設備費	1式分	
鶏雛購入費	300羽分	
植林実習経費		
苗木代	1000本分	
農業機械研修・電気研修経費		
工具代	2式分	
洋裁研修経費		
ミシン購入費	5式分	
消耗品購入費(糸、針等)	6式分	
食品加工研修経費		
かまど作成費	1式分	
材料費	6回分	
施設整備費(作業台)	2式分	
資機材費(鍋、ボウル等)	1式分	
研修関係費(食費)		376 千円
研修参加者食事代	6か月分	
日本人旅費		337 千円
本部スタッフ、専門家派遣旅費(日本—ミャンマー)	3往復分	

項目	数量	金額
日本人宿泊費 本部スタッフ、専門家宿泊費	15人日分	35 千円
日本人日当 本部スタッフ日当	12人日分	21 千円
現地人件費 研修担当スタッフ人件費	600人日分	179 千円
現地交通費 本部スタッフ、専門家交通費 モニタリング交通費 車両借上費(現場実習用)	18人日 6か月分 2回分	124 千円
査証取得手数料 ビザ申請費	3回分	13 千円

法第5条及び第6条第2項の規定により寄附金に充てられた金額等

1	寄附金に充てられた額	215,000,245円
(1)	法第5条により寄附金に充てられた額	
ア	法第5条第1項の規定により寄附金に充てられた配分金	56,601,400円
(内訳)		
・	平成22年度配分期間経過後に返還された配分金	(※1) 41,356,400円
・	平成22年度配分期間経過後に交付できなくなった配分金	(※2) 15,245,000円
イ	法第5条第2項の規定により寄附金に充てられた配分金	158,006,699円
(内訳)		
・	平成22年度配分期間の末日において、配分金とならなかった寄附金	158,006,699円
(2)	法第6条第2項により寄附金に充てられた額	
ア	法第6条第2項の規定により寄附金に充てられた額 (運用した結果生じた利子)	392,146円
2	寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳	
(1)	寄附金の額から控除した費用の額	0円
(2)	内訳 寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため特に要した費用 (平成22年度分)	0円
3	配分予定額	112,915,000円
4	配分金とならなかった寄附金の額及びその処理方法	
(1)	配分金とならなかった寄附金の額	102,085,245円
(2)	配分金とならなかった寄附金の処理方法 平成24年度配分期間以降の配分用として保留	

(※1)

	返還対象事業数（事業）	寄附金充当金額（円）
平成19年度上期配分決定事業	1	745,261
平成19年度下期配分決定事業	1	1,092,962
平成20年度配分決定事業	1	1,171,133
平成21年度配分決定事業	84	38,347,044
		41,356,400

(※2)

内訳	寄附金充当金額（円）
事業中止	13,949,000
一部不交付	1,296,000
計	15,245,000

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の 認可申請の概要及び審査結果について

平成24年2月28日

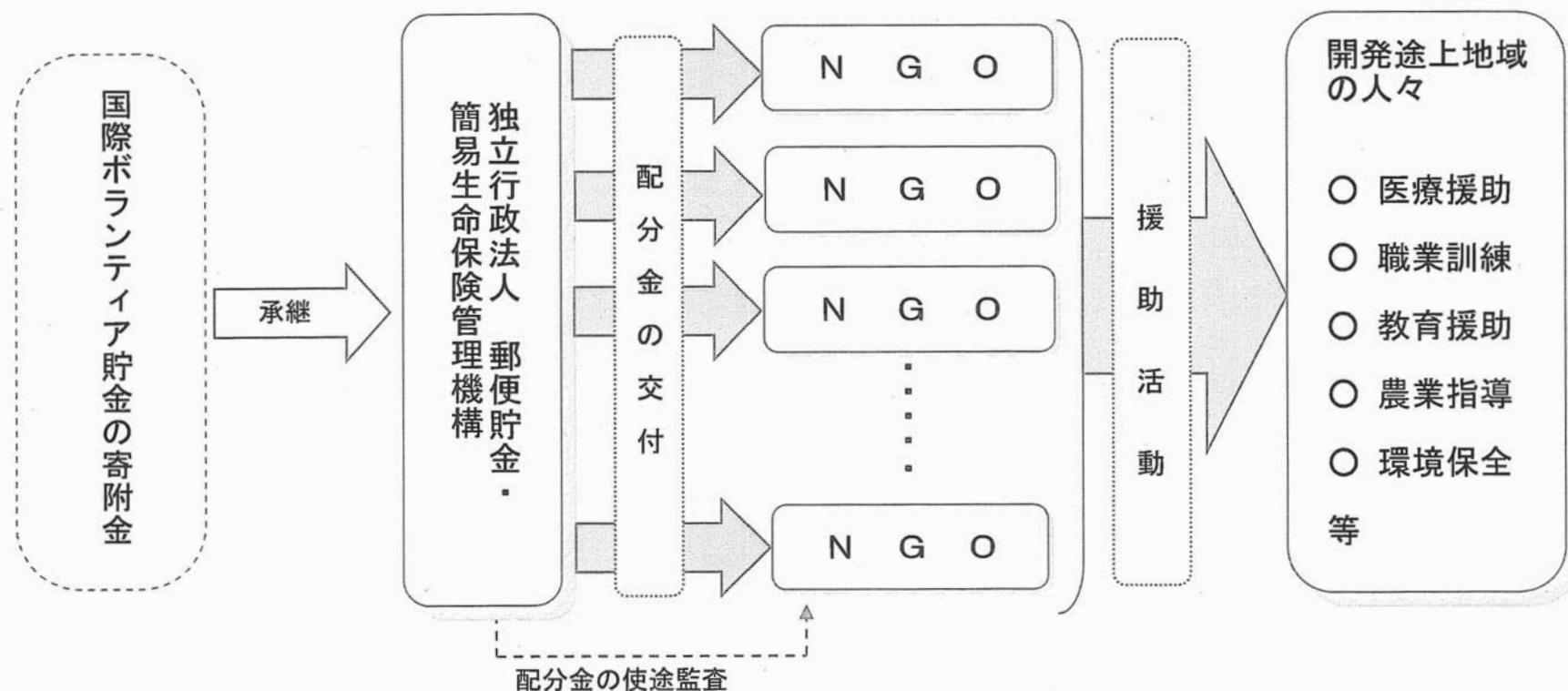
総務省

1 国際ボランティア貯金の概要

(1) 目的

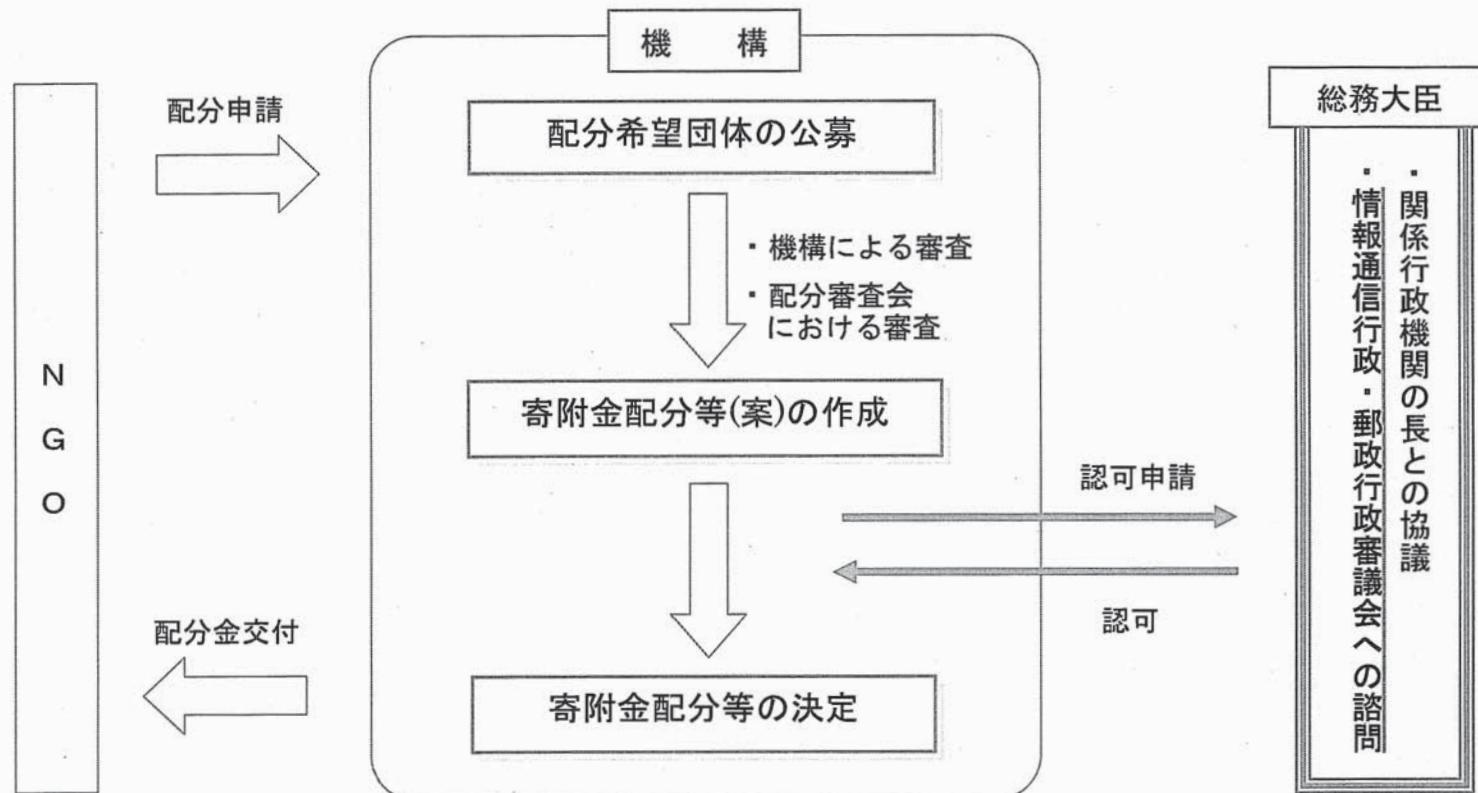
- 通常郵便貯金の税引き後の受取利子の全部又は一部を、寄附金として、海外で活動する民間援助団体(NGO)を通じて、開発途上地域の住民の福祉向上のために活用することによって、国民参加による民間レベルでの海外援助の充実に資すること。
- 平成19年10月1日からは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が寄附金を引き継ぎ、寄附金配分に関する事務を実施。

(2) 寄附金の流れ



2 国際ボランティア貯金の寄附金配分等の決定方法

- 旧国際ボランティア貯金法（注）において、国際ボランティア貯金に係る寄附金の配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）並びに配分団体が守らなければならない事項は、機構が総務大臣の認可を受けて決定。
- 寄附金配分等の決定に当たっては、機構は、預金者からの委託の本旨に従い、預金者の善意が有效地に活かされるよう法律の趣旨にかなった寄附金の配分を行う義務を負っているところ。



注：郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）附則第 23 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）

(参考) 配分対象となる団体及び事業の要件

【配分対象となる団体の要件】以下の要件すべてを満たす団体を配分対象とする。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。(※)
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の援助事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑥ 郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。
- ⑦ 団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

※ 法人格を有する団体にあっては、平成19年度下期以降に民間海外援助事業実績がある、又は1年以上の相応の海外援助事業実績があるものに限る。

【配分対象となる事業の要件】以下の要件すべてを満たす事業を配分対象とする。

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野) を充足させる事業であること。(※)
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を開拓する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 事業が平成24年4月1日から9月1日までの間に開始され、平成25年3月までに完了し、平成25年4月15日までに完了報告書を提出できること。
- ⑦ 繼続して配分を受けている事業の場合、5回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行为(類似行為を含む)が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
- ⑩ 事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報(危険情報)により、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保されること。

※ 「BHN [basic human needs] を充足させる事業」とは…

衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結びつく内容の事業。

※ 配分申請に当たっての主な要件

- ① 上記の団体の要件及び事業の要件を満たすこと。
- ② 申請できる事業の数は、1団体につき1事業に限ること。
- ③ 申請金額の上限は、過去に民間海外援助事業実績がある団体は1,000万円、新規申請団体は200万円を限度とすること。

3 国際ボランティア貯金の寄附金配分等に係る認可申請の概要

- 平成23年度の国際ボランティア貯金の寄附金の配分については、22団体の実施する22事業に対し、総額約1億1,291万円を配分しようとするもの。

(1) 配分原資の状況

① 前年度からの寄附金繰越額	1億5,800万円
② 返還金等及び運用利子	5,700万円
③ 配分原資 (①+②)	2億1,500万円
④ 配分金額	1億1,291万円
⑤ 配分保留額 (③-④)	1億208万円

※配分保留額は、翌期以降の配分原資に充当

(2) 配分の概要

		23年度	(参考) 22年度
申請	団体数	25団体	42団体
	事業数	25事業	42事業
	金額	1億4,891万円	2億4,611万円
配分	団体数	22団体	33団体
	事業数	22事業	33事業
	金額	1億1,291万円	1億4,583万円

(参考) 地域別内訳

アジア	9か国	16事業	7,132万円	(63.2%)
アフリカ	4か国	4事業	3,138万円	(27.8%)
中近東	2か国・地域	2事業	1,021万円	(9.0%)
計	15か国・地域	22事業	1億1,291万円	

(金額は、1万円未満切り捨て)

4 配分団体が守らなければならない事項に係る認可申請の概要

- 配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項を定めようとするもの。

【配分団体が守らなければならない事項の主な内容】

1 配分金の使途の制限

- 配分金は、機構が配分を決定した援助事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

2 実施計画の変更等

- 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならないこと。
- やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、機構の承認を受けなければならないこと。

3 配分金の経理等

- 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならぬこと。
- 援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに余剰金を返還しなければならぬこと。

4 配分金に係るものであることの表示等

- 配分金に係る設備等には、寄附金によるものであることを表示しなければならぬこと。

5 完了報告

- 配分金に係る援助事業が完了したときは、速やかに機構に報告しなければならぬこと。

6 その他

- 不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構に当該配分金を返還しなければならぬこと。

5 審査結果

本件申請の内容について、旧国際ボランティア貯金法の目的に適合しているかどうか、以下のとおり審査したところ、機構の審査基準及びその審査の結果並びに配分団体が守らなければならない事項は適正なものであり、これに基づき機構が決定する寄附金配分案及び機構が定める配分団体が守らなければならない事項は、それぞれ整備法第21条第1項及び第22条第1項に適合するものと認められる。

したがって、当該申請は認可することが適當と認められる。

I 配分団体及び配分額

関連条文	審査結果	理由
<p>【整備法附則第21条第1項前段】</p> <p>機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第1項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第1項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第1項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第2項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第5条及び第6条第2項（附則第23条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第2条第1項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、</p>	適	<p>配分団体及び配分額は、機構の作成する「配分申請のご案内」等によると、機構において、①配分団体に係る審査、②配分額に係る審査を行い、外部有識者で構成する配分審査会の審査を経て決定することとなっている。</p> <p>機構は、機構に対し申請のあった配分団体及び配分額について、それぞれ、次のとおり、預金者の善意が有効に生かされるよう旧国際ボランティア貯金法の目的にかなう基準に基づき審査を行っていることから、機構による当該審査及びその結果による配分団体及び配分額については、整備法第21条第1項との適合性が確保されているものと認められる。</p> <p>1 配分団体に係る基準</p> <p>配分団体については、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、団体について、海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること等の要件を、団体が行おうとする事業について、地域実態</p>

関連条文	審査結果	理由
<p>その申請を受けた上、<u>旧郵便貯金利子寄附委託法</u>第1条に規定する<u>旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体</u>（以下この項において「配分団体」という。）及び<u>当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。</u></p> <p>※<u>旧国際ボランティア貯金法</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。</p> <p>（利子の寄附委託）</p> <p>第2条 郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、<u>民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助</u>（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）<u>に関する事業</u>（以下「民間海外援助事業」という。）<u>を行う営利を目的としない法人</u><u>その他の団体</u>（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。</p> <p>2 (略)</p>		<p>を踏まえたBHN（基礎的生活分野）の充足に資するものであること等の要件をそれぞれ定めている。</p> <p>2 配分額に係る基準 配分額については、<u>旧国際ボランティア貯金法</u>の目的にかなうよう、配分すべき項目として事業に係る経費のうち民間海外援助事業の実施に直接関わる経費を、配分すべき額として当該経費ごとにその算定基準をそれぞれ定めている。</p>

II 配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理由
<p>【整備法附則第22条第1項】</p> <p>機構は、配分金（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第1項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第4条第2項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。</p>	適	配分団体が守らなければならない事項については、旧国際ボランティア貯金法の目的にかなうよう、その内容として、配分金の使途の制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するもの等が定められており、配分金の使途の適正の確保に資するものであると認められることから、整備法附則第22条第1項の規定に適合し、妥当なものと認められる。

資料 20-1-4

参 考 資 料

- 国際ボランティア貯金寄附金 平成 23 年度 配分申請のご案内（別紙 1）【独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構作成】
- 関係法令条文等（別紙 2）

国際ボランティア貯金寄附金 平成23年度 配分申請のご案内

はじめに	2
第1 申請に関する留意事項	3
第2 対象となる団体の要件	5
第3 対象となる事業の要件	7
第4 配分対象となり得る経費及びならない経費	10
第5 配分決定以降の事務の流れ（予定）	13

平成23年7月
独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

はじめに

今からちょうど 20 年前の平成 3 年に創設された国際ボランティア貯金は、平成 19 年 9 月末をもって廃止されましたが、その寄附金残高約 21 億円は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が承継し、国内の海外援助団体への配分を続けて参りました。

郵便貯金・簡易生命保険管理機構による国際ボランティア貯金寄附金の配分

区分	平成 19 年度下期	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
配分団体数（団体）	74	109	83	33
配分事業数（事業）	94	140	100	33
配分額（百万円）	499	797	543	146

こうした実績は、国際連合の会議において民間援助活動の支援策の代表例として紹介され、多くの国の認知も得ているところです。国際ボランティア貯金に加入されていた皆様及び本寄附金により事業を実施した方々のご協力とご尽力に改めて感謝申し上げます。

さて、今回の配分ですが、海外の事業実施地の方々を研修目的で日本に招聘するための費用の一部を新たに配分対象としました。

一方で、今後の配分公募を従来よりも早期に行う必要があることから、今回の完了報告書の提出期限を 2 ヶ月近く早め、平成 25 年 4 月 15 日に設定しました。また、国際ボランティア貯金に加入されていた方々への情報提供を配分団体自ら実施して頂くこととし、ウェブサイト上で団体としての活動状況（配分を受けた事業を含む）を報告することを必須要件とさせて頂きました。何卒、ご理解とご協力を頂きたくお願い申し上げます。

このような前回の「配分申請のご案内」からの変更点は、次ページ以降で二重下線を付して表示しています。さらに、従来適用てきていたものの、前回の「配分申請のご案内」に必ずしも明記していなかった点についての記載は、下線を付して表示しています。

ご質問がありましたら、最後のページに掲載されている連絡先まで、ご遠慮なくお問い合わせください。

皆様からのご応募、お待ちしております。

第1 申請に関する留意事項

① 提出する書類

・「国際ボランティア貯金寄附金の配分申請書」様式1～7

・及び上記様式内にて指定された添付資料

当機構ウェブサイトからダウンロードの上入力し、添付資料を添付してください。

なお、様式はすべてA4版で提出願います。

http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/apply_h23/

ア 様式1 「申請書」

イ 様式2 「申請団体に関すること（その1）」

ウ 様式3－1 申請団体に関すること（その2・法人格をもつ団体用）（要添付資料）

　　様式3－2 申請団体に関すること（その2・法人格をもたない団体用）（同上）

エ 様式4 （申請事業を計画するために実施した）事前調査の状況

オ 様式5 申請事業計画の実施体制等（要添付資料）

カ 様式6 申請事業計画の詳細

キ 様式7 経費関係・事業全体及び寄附金配分希望（要添付資料）

② 書類の提出

ア 郵送による提出

・提出期限：平成23年10月31日（月）（当日消印有効）

・送付の記録の残る方法（レターパック、簡易書留郵便等）で、封筒の表面に「申請書在中」と記載して送付してください。

・書類に不備がある場合は審査を行いませんので、記載内容を十分ご確認いただくとともに、添付書類についても、配分申請書様式3－1、3－2、5及び7の添付資料リストにより、発送前に十分確認をお願いいたします。

イ 電子データによる提出

上記アについて、下記④による確認を実施後、当機構から上記①の様式に係る電子データを、添付ファイルにて送信いただくこととします。提出時期については、下記④の確認完了後、当機構から依頼しますので、ご対応願います。

③ 提出先

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 貯金部財務課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル5F

電話： 03-5472-7105

照会用電子メール：kikouchokin@yuchokampo.go.jp

④ 受領の確認

当機構が申請書を受理した際、その旨を電子メールにより連絡します。提出後長期間この連絡がない場合には、必ず当機構までお問い合わせください。

⑤ 申請書類について

当機構が受理した配分申請書及び添付資料は、寄附金を配分しなかった場合でも返却しません。当機構における作業用に複製を作成し、5年間経過後、処分します。この間に、情報公開法に基づく開示請求があれば開示することができます。

⑥ 審査

配分申請書の内容等について、当機構より、照会、追加資料の提出依頼を行うことがあります。また、申請内容の見直しをお願いすることもあります。

⑦ 内示

平成 24 年 2 月ごろに、審査結果を電子メールで内示します（寄附金の配分ができる団体にはそれ以前にその旨を内示することもあります）。配分予定額の内示を受けた団体は、その配分額で事業を実施できるか否かを 1 週間以内に返答頂く必要があります。

⑧ 最終決定

最終的な配分決定は、総務省認可を経て平成 24 年 3 月ごろに行います。配分決定額が内示額と異なったり、配分をしないこととなったりすることもありますのでご了承願います。

第2 対象となる団体の要件

次の要件すべてを満たす団体を対象としています。

- ① 日本国内に事務所を置き、かつ、代表者が定められ、意思決定及び活動の責任の所在が明確な団体であること。
- ② 海外援助に関する事業を実施する、営利を目的としない民間の団体であること。
- ③ 適正な会計処理が行われていること。
- ④ 他の援助団体に対して、助成を行っていないこと。
- ⑤ 過去の事業実施に当たって、重大な問題がなかったこと。
- ⑥ 郵便、電話及び電子メールにて円滑に連絡が取れること。(注)
- ⑦ 団体のウェブサイトを持ち、直近の活動状況を発信していること。

(注) 団体名、代表者名、登録印鑑、団体所在地、電話番号、電子メールアドレス、団体の規約などが、申請書提出後に変更となった場合は、速やかにご連絡願います。

【対象となる団体の要件に関するQ & A】

Q 1 どのような団体でも申請できるのですか。

A 1 本寄附金配分の申請書の提出日において、財団法人、社団法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人等、法人格がある団体は、平成19年度下期以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け事業を実施した実績があるか、又は、相応の海外援助事業の実績を有している期間が1年以上あれば申請できます。

また、法人格を持たない団体は、平成19年度下期以降に国際ボランティア貯金寄附金の配分を受け事業を実施した実績がある場合にのみ、申請できます。

なお、「相応の海外援助事業の実績」とは、過去に実施した海外援助事業が、後述の「第3 対象となる事業の要件」のうち①②⑤⑧⑩のすべてを満たしている場合を指します。また、「1年以上」とは、平成23年3月31日時点で海外援助事業開始から既に1年以上が経過していることを指します。

Q 2 「意思決定及び活動の責任の所在が明確」であるとは、どういうことですか。

A 2 団体としての意思決定の方法や代表者の権限等が、定款や規約などに明記され、そのとおり実行されていることです。さらに団体が、スタッフを事業対象地に派遣していない期間においても事業の進捗状況を把握し、問題等が発生した場合に速やかに報告を受け、日本で対応を検討し、現地に指示できる体制をとっていることを指します。

Q 3 代表者が外国人でも申請できるのですか。

A 3 代表者又は団体としての印鑑登録証明書の取得が可能であれば、申請できます。

Q 4 国内に本部・支部がある団体は、別の事業であれば双方から申請できるのですか。

A 4 必ず本部から申請していただく必要があります。また、形式上別個の団体であったとしても、実態として本部・支部の関係とみなせる場合（例えば、役職員、会員又は財政基盤の3分の1以上が共通の場合、団体の規約等で別の団体を支援することを目的として明記している場合など）には、審査を実施することが適当と判断した一方の事業のみといたします。

Q 5 申請する団体が海外援助に関する事業を実施することは明文化されていなければなりませんか。

A 5 団体の約款又は寄付行為、規約などにおいて、明文化されている必要があります。なお、明文化されていても、国連機関、地方公共団体又は国等の公的資金により設立された法人は配分対象としていません。

Q 6 「適正な会計処理が行われている」とは、どういうことですか。

A 6 団体の規約又は関係法令に基づいて収支決算書等の財務諸表を作成し、それを会員又は主務官庁に報告し、会計の透明性及び団体の健全経営を確保していることを指します。申請書に添付して提出する必要がある財務諸表は、団体の種類に応じて異なります。申請書様式3-1又は3-2の提出資料のリストを参考願います。

なお、団体の経営の健全さについては、監査法人に委託して、提出書類のチェック及び申請団体事務所へ伺い監査を実施することができますので、あらかじめご了知願います。

Q 7 過去の事業実施に当たっての「重大な問題」とは、どのようなことを指すのですか。

A 7 以下のような事例が該当します。

- ・国内外での重大な法令違反があった又は主務官庁からの改善命令を受けた
- ・国際ボランティア貯金寄附金の配分を受けて実施した事業の終了が大幅に遅延した
- ・実施計画の変更申請、中間報告又は完了報告のいずれかの提出が正当な理由なく1か月以上遅延した
- ・会計処理に問題がありその後改善が見られなかった
- ・配分金の返還が完了していない

Q 8 「郵便、電話及び電子メールで円滑に連絡が取れること」とはどういうことですか。

A 8 当機構からの通知・照会に対して4日以内に「受信した」という回答をいただけるということを前提とします。メールに常時アクセスできないことがある団体は、代理の方にメール受信箱の定期チェックを依頼する等の措置を講じる必要があります。なお、団体として登録できるメールアドレスは一つだけに限ります。

申請内容についての照会に加え、申請書の受理通知（平成23年10月ごろ）及び配分予定額の内示（平成24年2月ごろ）を電子メールで行います。また、配分金の交付（送金）前には、電話による確認を行います。

なお、当機構からの照会又は依頼に対して、当機構が提示した期限までに回答がない場合は、配分の審査を中止させていただく場合があります。

Q 9 団体のウェブサイトにおける直近の活動状況についての発信とはどのようなことですか。

A 9 申請日の時点で、少なくとも本年3月までの団体の活動状況が団体のウェブサイトに掲載されていることを指します。

Q 10 配分決定後に上記の団体要件に合致しないことが判明した場合どうなるのですか。

A 10 配分決定を取り消し、配分金を返還いただくことがあります。

第3 対象となる事業の要件

次の要件すべてを満たす事業を対象としています。1団体につき1事業に限ります。

- ① 事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し、BHN (basic human needs : 基礎生活分野) を充足させる事業であること。
- ② 申請団体が主体となって計画・実施する事業であること。
- ③ 申請時点で事業計画が明確になっていること。
- ④ 申請団体が日本から派遣した専門家又はスタッフが、事業対象地にて、14日間以上にわたって現地の人々と直接顔を合わせ、協力して活動を展開する必要性が高い事業内容であること。
- ⑤ 事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い、かつ、住民の自立を支援する事業内容であること。
- ⑥ 事業が平成24年4月1日から9月1日までの間に開始され、平成25年3月までに完了し、平成25年4月15日までに完了報告書を提出できること。
- ⑦ 継続して配分を受けている事業の場合、5回目までであること。
- ⑧ 活動内容に政治的又は宗教的行为（類似行為を含む）が含まれていないこと。
- ⑨ 国や地方公共団体などの公的な機関に重複して助成を申請していないこと。
- ⑩ 事業対象地の政府と十分な調整を行っていること。
- ⑪ 申請時点で、外務省が発表している渡航情報（危険情報）において、事業対象地及び周辺地に「退避に関する情報」が発出されておらず、かつ、申請団体が行う活動について安全が十分確保され得ること。

上記の要件すべてを満たす申請が多数の場合、①③⑤⑩の要件の充足度を総合評価して配分対象の絞り込みを行います。

【対象となる事業の要件に関するQ&A】

Q1 複数の活動を束ねて「1事業」として申請できますか。

A1 複数の活動を束ねて1事業とする場合は、一の目的の達成のためにそれらの活動が有機的に関連している必要があり、かつそれらが同一の事業対象地で行われる必要があります。活動相互の関連性が不明確な場合は、審査の対象を一の活動だけに絞らせていただきます。

Q2 「事業対象地の状況や住民のニーズを十分把握し」とはどういうことですか。

A2 新規事業か継続事業かにかかわらず、平成23年4月から申請書提出日までの間に、申請団体が事業対象地に赴いて、現地の条件やニーズについて調査を行う必要があります。また、調査で判明した条件やニーズへの対応策の概要について、申請前に現地住民の理解を得ていることが必要です。審査で総合評価を行う場合は、現地の条件及びニ

ズの具体性と、それらへの対応策についての現地住民の理解度に着目して評価します。

Q 3 「B H N (basic human needs) を充足させる事業」とはどのような事業なのですか。

A 3 衣食住、水、必要最低限の医療、教育、環境保全などの分野において、日常生活を営む上で必要不可欠なものを充足させ、開発途上地域の人々の生活改善に直接結び付く内容の事業を指します。審査で総合評価を行う場合は、日常生活での必要度と、生活改善への貢献度に着目して評価します。

なお、以下のような事業は「B H N を充足させる事業」とは認めません。

- ・スタディツアー（体験学習旅行）又は視察の域を出ないもの
- ・調査研究を主目的とした事業
- ・文化遺産や動植物の保護を主目的とした事業
- ・親善又は文化交流を主目的とした事業
- ・高等教育を主目的とした事業
- ・生活習慣病の発見のための人間ドックの実施
- ・極めて高度な医療・工業等の技術指導を主目的とした事業

Q 4 「申請団体が主体となって計画・実施」していないとされるのはどのような事業ですか。

A 4 現地住民が、日本の団体が行う事業として認識し難いような形態で実施される事業です。例えば次のような事業が該当します。

- ・他のN G O（現地協力団体を含む）の活動を支援するだけの事業
- ・国連機関や現地政府、他のN G Oが実施する事業の一部を請け負うだけの事業
- ・申請団体の現地支部又は現地協力団体に送金し、日本の申請団体は管理のみを行う事業

Q 5 事業の対象地は、どの国ですか。

A 5 OECD 加盟国以外を対象としています。ただし、台湾、シンガポール、香港のように、OECD 加盟国と同等の所得がある地域や国は対象としていません。

＜参考＞OECD加盟国（2011年6月現在、34か国）

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、エストニア、イスラエル

Q 6 対象地が2か国以上にまたがってもよいでしょうか。

A 6 事業対象地が複数ある場合でも、同一国内である必要があります。ただし、国境地帯の場合は、特殊事情を考慮します。

Q 7 「明確な」事業計画とはどのようなものですか。

A 7 総合評価においては、次のような計画であるほど、より「明確」と評価します。

- ①事業完了時の到達目標が、過去の実績に照らして妥当性が高いこと
- ②今回の事業期間中に実施する必要性が高いこと
- ③事業経費の自己負担分の調達方策が、過去の実績に照らして確実性が高いこと
- ④配分金の使途及び希望額が、事業内容と現地相場に照らして妥当性が高いこと
- ⑤申請書の記述に、内容の不整合、誤字脱字、記入漏れ、計算ミスが少ないこと

Q 8 「14日以上」の「事業対象地」での活動とは、渡航した延べ日数でよいのですか。

A 8 日本からの派遣者の事業対象地での活動日数です。14日間は複数回に分かれても構いません。しかし、複数名が同一期間に7日間活動しても活動日数は7日間と數えます。移動のみの日や休日、式典への参加又は視察のみの日（日当の対象外となる日）は含みません。

Q 9 「事業対象地の住民に対して申請団体が指導、技術・ノウハウ移転又は医療行為を行い」ということですが、詳しく教えてください。

A 9 事業に「指導」「技術・ノウハウの移転」「医療行為」のいずれかが含まれることが必須です。物資又は施設（設置工事を含む）の供与はそれらのための手段として必要性が高いと認められる場合にのみ配分対象とします。審査において総合評価を行う場合、「指導」「技術・ノウハウ移転」「医療行為」の客体は、現地の協力団体、請負企業、ごく少数の専門家集団よりも、多くの現地住民であるものを優先します。また、指導等を実施する主体は、申請団体が派遣した専門家だけでなく現地スタッフや現地で雇用した専門家でも可能ですが、派遣した人が中心となる事業を優先します。

Q 10 「5回目まで」の基準について、もう少し詳しく示してください。

A 10 同一地における同一分野の事業又は同一者層を対象とする事業は、過去の配分年数が既に5回に達した場合は、今回の配分対象外とします。

Q 11 「住民の自立を支援するものであること」とは、どういうことですか。

A 11 本寄附金で実施する援助事業は、最終的に事業対象地の住民の力だけで事業を継続できる又は学んだことを活かしていくようにすることを目指しています。したがって、事業を次年度以降継続しない場合は、将来のフォローアップ方策を申請書に明示していることが必要です。また、事業を次年度以降継続する場合は、そのための活動資金の調達方策が申請書に明示されている必要があります。さらに、技術・ノウハウの移転又は施設・耐久財の供与を含む事業は、事業完了後に現地住民が自力で維持・管理していくための体制づくりが今回申請する事業の中に含まれていることも必要です。

Q 12 公的な機関に重複して助成を申請していないこととはどのようなものでしょうか。

A 12 外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人環境再生保全機構（地球環境基金）等日本政府及びその関連機関、地方公共団体及びその関連機関が実施する助成制度からの資金的支援をいい、ジャパン・プラットホーム及び国際機関への日本政府の特別拠出金による支援も含みます。現地協力団体が申請事業の一部経費に対して日本の公的な助成制度から直接支援を受けている場合も重複受給と判断することがあります。配分決定後に重複受給が判明した場合は、配分金の全部又は一部を返還していただきます。

Q 13 「現地政府との調整」とはどのようなことをすればよいのですか。

A 13 現地でのNGO登録、事業の実施許可の取得（建築許可や医療活動許可など）等を実施してください。ただし、現地政府等に確認し、必要ないと明快な回答を得た場合を除きます。審査において総合評価を行う場合は、許可取得済の事業を優先します。

また、現地の行政機関と事前調整を行い、申請している事業の内容や進め方、スケジュールについて理解を得ていることも必要です。審査において総合評価を行う場合は、現地行政機関との調整を文書で確認済みの事業を優先します。

Q 14 「申請団体が行う活動について安全が十分確保され得る」とはどういう趣旨ですか。

A 14 事業実施地又は周辺地域について「退避勧告」が出されていなくても安全上の懸念があると考えられる場合、申請団体に現地での安全確保策の提出を別途求め、対策が十分か否かについて審査の中で考慮します。

Q 15 事業対象地の危険度が配分申請後に引き上げられた場合は、どうなりますか。

A 15 「危険度が引き下げられるまでは保留」という条件を付して配分決定があります。その場合、危険度が下がり、事業の実施に問題のないことが確認されるまで、配分金の交付は行いません。危険度が下がらない場合は、配分金を交付しないことがあります。

また、配分金交付後に危険度が引き上げられた場合は、当機構の指示に従い、事業の中止等必要な対応を講じていただくこととなります。

第4 配分対象となり得る経費及びならない経費

- ① 配分を希望できる合計額の上限は、既に配分を受け事業を実施した実績のある団体については1,000万円とし、それ以外の団体については200万円とします。ただし、相応の海外援助事業の実績を有している期間が1年以上の団体に限ります。
(申請する事業の経費総額には上限はありません。)
- ② 援助事業に直接関わる経費のうち、会計帳簿及び使用した経費に係る領収証等の原本が提出できる費目のみを配分対象とします。
- 配分対象経費は、次のものに限ります。
- 物資・資機材の調達費
 - 事業対象地での研修関係費
 - 建設費、建造物の工事費（工事管理費を除く）
 - 現地事務所経費
 - 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費
 - 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当
 - 現地における雇用費
 - 現地交通費
 - 査証取得手数料
 - 事業対象地の住民を研修目的で日本に招聘する際の旅費及び宿泊費
(招聘期間は通算90日まで。)
 - 上記で招聘した研修生に同行するスタッフの日本国内の旅費及び宿泊費
(2名分まで)
- ③ 物資や施設（設置工事を含む）の供与に係る経費は、その供与が、住民への指導、技術・ノウハウの移転、又は治療といった活動を申請団体が行う上の「手段」として必要性が高いと認められる場合に配分対象とします。
- ④ 配分対象となつても、配分額が希望額を下回り、実際にかかる額との差額を団体の自己資金で負担いただく場合があります。このため、自己資金の調達方策について、過去の実績を踏まえつつ、申請書の該当欄に明示いただく必要があります。

【配分対象となる経費に関するQ & A】

Q 1 配分の対象となり得る経費とはどのようなものですか。

A 1 上記②の経費が対象となり得ます。補足事項は次のとおりです。

- 物資、資機材の調達費及び建設費、建造物の工事費（工事管理費を除く）
 - ア 内訳が相当量となる場合、該当の内訳を別に添付いただくことも可とします。
(ただし、申請書と添付した内訳書においての金額の相違がないよう留意願います。)
 - イ 単価10万円以上100万円未満の物品又は総額10万円以上100万円未満の工事については、1者の見積書の提出又は価格表の提出を条件とします。
また、100万円以上のものについては、2者の見積書の提出を条件とします。
 - ウ 購入後のメンテナンス経費が必要と認められるもの及び将来的に維持経費を必要とするものについては、対応するメンテナンス経費及び維持経費の負担方法が記載されていない場合、配分対象外となります。
- 事業対象地での研修関係費
 - ア 会場借上費、教材費、参加者交通費、食事代のみが対象です。
また、教材費、参加者交通費、食事代を合わせて1人1日300円を上限とします。

イ 申請団体が派遣した専門家又はスタッフ、あるいは日当の配分対象とする現地の専門家又はスタッフが講師又は受講者となる場合、それらの方々への昼食費及び講師謝礼は配分対象外です。

○ 現地事務所経費

真に事務所経費が必要と認められる一箇所のみ配分対象とします。

事務所借料、光熱費、水道料のみ対象で、合計 30,000 円/月を上限とします。

○ 日本から派遣する専門家・スタッフの派遣に係る旅費

ア 航空運賃（空港施設使用料含む）、空港までの日本国内交通費、到着先空港と事業実施地の間の交通費が対象です。

イ 配分金を使用して渡航する場合は、エコノミークラスでできるだけ低価格の運賃によることが条件です。また、完了報告時に、搭乗半券を提出いただきます。

○ 日本から派遣する専門家・スタッフの宿泊費、日当

ア 現地活動のために要する日数を日単位で申請いただきます。

但し、1日あたりの従事時間が4時間未満となる日は、配分の対象外とします。

イ 活動のために事業対象地に滞在し、かつ、休日、式典等への参加日等を除き、直接の援助事業に従事した日と認められるもののみを対象とします。

ウ 1日1人当たりの上限額は、宿泊費 3,000円、日当 3,000円です。

エ 日本以外の国からの派遣も対象とします。

オ 現地に生活拠点のある日本人については、日当のみ対象とします。

○ 現地における雇用費

ア 申請事業に実際に従事する日数を日単位で申請いただきます。

イ 1日1人当たりの上限額は、専門家 900円、スタッフ 600円、作業員 300円です。

○ 現地交通費

配分の対象となるのは次のような経費です。

ア 派遣者が事業対象地に到着してから事業対象地を出るまでの間、事業対象地内での事業実施のために必要とする交通費

イ 現地雇用者が通勤以外で事業実施のために移動のために必要とする交通費

○ 査証の取得手数料

日本から派遣する専門家・スタッフ又は日本に招聘する研修生の査証が対象です。

大使館・領事館の査証（有効期間2年以下のものに限る）発給手数料のみが対象となり、業者の代行申請手数料や申請・取得の際の交通費は対象となりません。

○ 事業対象地の住民を研修目的で日本に招聘する際の旅費及び宿泊費

日本から派遣した専門家・スタッフが事業対象地で行なう活動の効果を高めるために、事業対象地の住民を研修のために招聘する場合に限ります。（疾病等の治療目的のための招聘は配分対象としません。）

配分対象は、次の5項目の費用に限定され、それらへの配分額の合計が今回の配分総額の3分の1を超えることはできません。（講師謝礼や会場借上費、日当、食事代は配分対象としません。）

・事業対象地と日本との往復運賃（空港施設使用料含む）（配分金を使用して渡航する場合は、エコノミークラスでできるだけ低価格の運賃によることが条件です。また、完了報告時に、搭乗半券を提出いただきます。）

・海外でのトランジットに必要な宿泊費（一人1泊3,000円まで。これを超えた分は団体負担）

・日本及び乗継地の査証の取得手数料（当機構は、招聘者の身元保証等査証取得のための証明は行いません。）

・事業実施地での活動の効果を上げると当機構が認めた活動にかかる日数分の日本国内宿泊費（一人1泊3,000円まで。これを超えた分は団体負担）

・日本国内の移動費（領収書が発行されるもの。ただしタクシーは領収書の有無にかかわらず配分対象外となります。）

○ 招聘した研修生に同行するスタッフの日本国内の旅費及び宿泊費（2名分まで）

・宿泊費は一人1泊3,000円まで。これを超えた分は団体負担となります。

- ・移動費は領収証が発行されるもののみに限り、タクシーは配分対象外です。
- ・日当は配分対象外です。

Q 2 配分の対象となり得ない経費はどのようなものですか。

A 2 以下のような経費です。

- 日本国内事務所経費 関税 旅券の取得手数料 事前調査・事後評価の経費
- 物資・資機材の輸送経費 送金手数料
- 海外傷害保険加入費及び戦争危険担保特約に要する費用
- 通信費 車両購入費 用地取得費 工事における管理費
- エコツアーやスタディツアーや経費 パソコン、携帯電話購入費
- ポスター等広告費 政府関係機関等への手続に要する費用

Q 3 配分金の使用上、どのような注意が必要ですか。

A 3 配分金は、配分決定された費目及び数量に添った使用をしていただくものです。

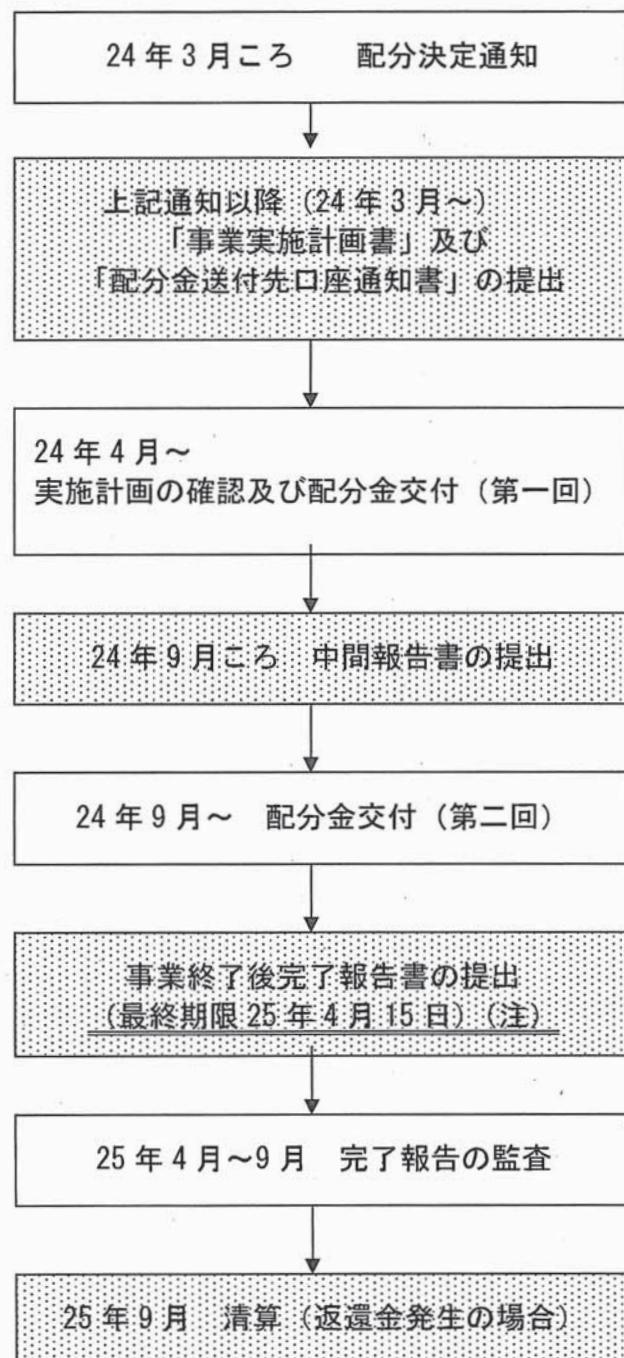
配分決定された費目と異なる費目に配分金を使用することは、「事前に」当機構に申請し承認を得て始めて可能となります。事後発覚の場合、当該配分金の返還を求めます。

ただし、予定より安価に調達できた場合、その「余剰金」は同一費目の追加調達に限り、当機構への申請を経ずに使うことができます。

配分決定時に数量を指定している費目は、実際の購入数量が指定した数に満たなかった場合は、支出額が配分金額を超えていても一部を返還していただくこととなります。

第5 配分決定以降の事務の流れ（予定）

網掛け部分は、配分を受けた団体側が行う事務です。



(注) 完了報告書の提出期限は、従来よりも2か月早くなります。ご注意ください。

【配分決定以降の事務の流れに関するQ & A】

Q 1 配分決定は、いつごろどのような方法で通知されるのですか。

A 1 最終的な決定は、平成24年3月ごろに各団体あて郵送で通知します。当機構のホームページにも掲載します。

Q 2 配分決定後に速やかに提出する必要がある書類はどのようなものがありますか。

A 2 申請書に記載していた事業実施計画を、配分決定額及び最新の状況等に基づいて修正し、決定通知書に記載された期限までに提出いただく必要があります。また、配分金送金先口座通知書（株ゆうちょ銀行の口座に限る。）も提出いただく必要があります。

Q 3 配分決定後、配分金はどのように交付されるのですか。

A 3 事業実施計画を当機構が承認した後、原則として春と秋の二回に分けて、通知いただいた送金先口座に振り込みます。

Q 4 実施計画のとおりに事業が実施できなくなったときはどうするのですか。

A 4 「配分団体が守らなければならない事項」に基づく対応をいただきます。

具体的には「実施計画変更承認申請書」を事前に提出いただき、これを当機構が審査し、適当と認めた場合にこれを承認します。実施計画の変更により事業規模が縮小された場合、又は実施計画の変更が不承認となった場合には、配分金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

Q 5 「中間報告書」及び「完了報告書」とは、どのようなものですか。

A 5 「中間報告書」では、派遣状況を含め途中経過を報告いただきます。その提出を配分金の第二回交付の前提条件とします。

「完了報告書」では、事業完了後に実施状況を総括いただきます。配分金の使用状況が分かる会計帳簿の原本、領収書類の原本、航空券控え及び送金・両替票及び事業の実施状況が分かる写真などの添付が必要です。

Q 6 「完了報告書」の「書面監査」とは、どのようなものですか。

A 6 計画どおりに事業が実施されたこと及び配分金が適切に使用されたこと等を確認します。未使用金や領収書の不備があった場合などは、当該金額を返還いただきます。

なお、日本国内事務所や海外の事業実施地域を訪問し活動状況などを確認する実地監査も、必要に応じ実施します。

いずれの監査結果についても、問題が発見された場合、公表することがあります。

詳細は、配分決定通知及び「配分団体が守らなければならない事項」に併せてお知らせします。なお、平成23年度配分についての「配分団体が守らなければならない事項」は、平成22年度と同様のものとなる予定です。

平成22年度用は、当機構ウェブサイト

http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/pdf/22_requirement.pdfに掲載中です。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

貯金部財務課 国際ボランティア貯金担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル5F

電話：03-5472-7105／メール kikouchokin@yuchokampo.go.jp

ウェブサイト <http://www.yuchokampo.go.jp/yucho/new-volpost/New-index.html>

1 関連条文

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）（平成十七年法律第百二号）

（法律の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一～五 （略）

六 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

七～十三 （略）

附 則

第二十一条 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第五条及び第六条第二項（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第二条第一項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第一条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第五条（附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下この項において「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。

2 前項の「配分期間」とは、三月三十一日から翌年三月三十日までの期間（当該期間内に施行日を含む場合にあっては、最後に旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第一項の規定による控除が行われた日から平成二十年三月三十日までの期間）をいう。

第二十二条 機構は、配分金（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第一項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の使途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第一項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第一項若しくは同条第三項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

第二十三条 附則第二十一条第一項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第四条第二項の決定については、旧郵便貯金利子寄附委託法第五条、第六条第二項、第七条から第八条まで及び第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定を適用

する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金利子寄附委託法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項	配分金の全部	配分金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。）附則第二十二条第一項に規定する配分金をいう。以下同じ。）の全部
	当該配分期間	当該配分期間（前条第二項又は整備法附則第二十二条第二項に規定する配分期間をいう。以下同じ。）
	寄附金	寄附金（前条第二項又は整備法附則第二十二条第一項に規定する寄附金をいう。以下同じ。）
第六条第二項	前項の規定により	寄附金を
第七条の二第一項	第四条第二項	整備法附則第二十二条第一項
	同条第三項	整備法附則第二十二条第一項

○ 旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政公社に委託する制度を実施することを目的とする。

（利子の寄附委託）

第二条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。

（寄附金の処理）

第四条 （略）

2 公社は、郵便貯金法第七条第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち公社が定める種類のものについて前項の規定による控除を行った日以後最初に到来する同項の規定による控除を行う日の前までの期間（以下「配分期間」という。）ごとに、第二条第一項の委託があった通常郵便貯金につき前項の規定により控除した利子を合計した金額（同条第二項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額（以下「寄附金」という。）について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。この場合において、公社は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため公社において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（次条の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の百分の一・五に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため公社において特に要する費用の額を差し引くことができる。

3 公社は、配分金の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

第五条 交付し又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなったときは、当該返還され又は交付できなくなった配分金は、当該返還され又は交付できなくなった日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

2 配分期間の末日において、配分金とならなかった寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(寄附金の経理等)

第六条 (略)

2 前項の規定により運用した結果生じた利子その他の収入金は、当該利子その他の収入金が生じた日の属する配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(認可等)

第七条の二 公社は、第四条第二項の決定をしようとするとき又は同条第三項に規定する事項を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長と協議し、かつ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(抄)(平成十九年政令第二百三十五号)

(関係政令の廃止)

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

一～十 (略)

十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

附 則

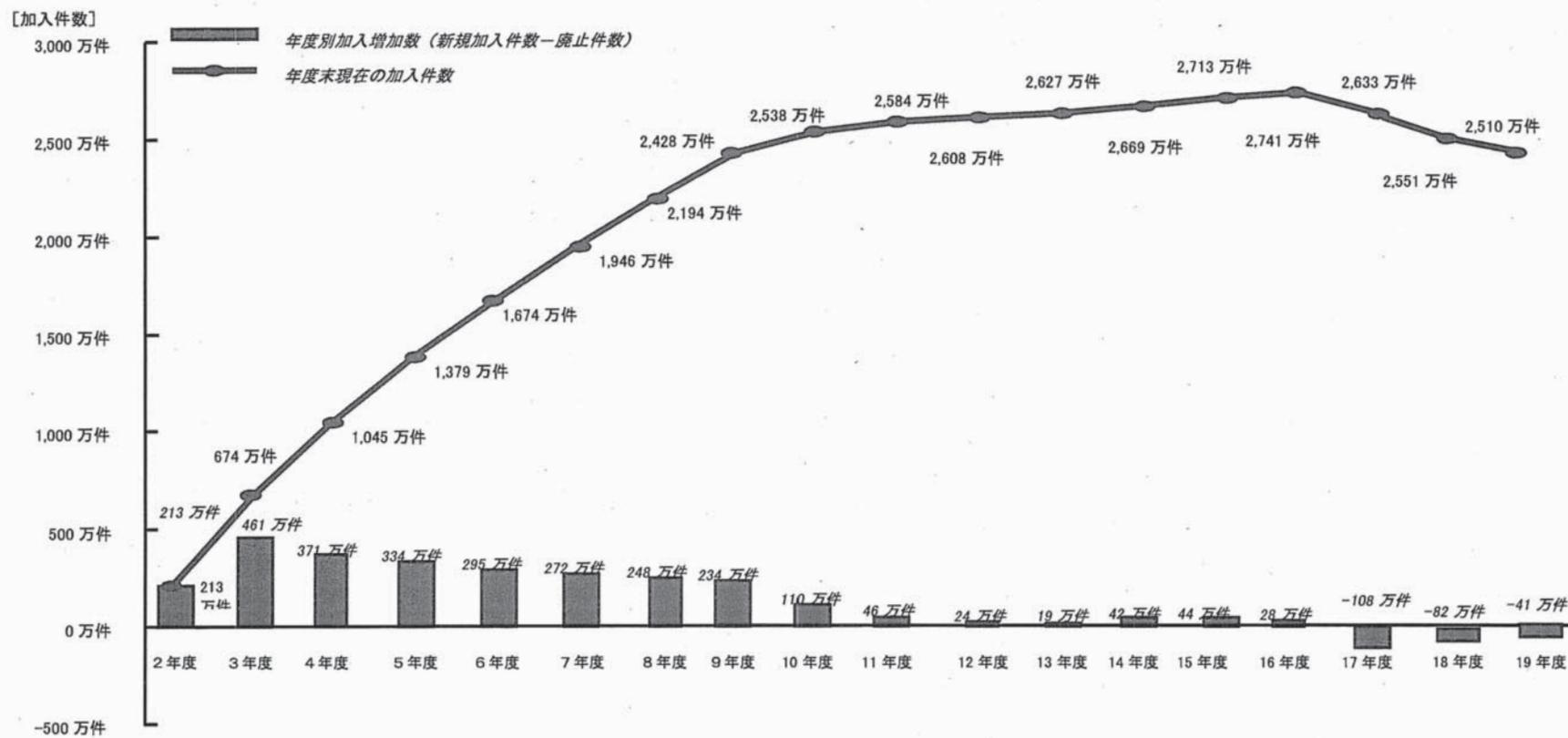
(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の廃止に伴う経過措置)

第五条 整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第二項の規定により読み替えられた整備法附則第三条第五号に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法第七条の二第一項の認可については、第一条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同令中「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律」と、「郵政行政審議会」とあるのは「情報通信行政・郵政行政審議会」とする。

○ 旧郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十九号)

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第二項の審議会等で政令で定めるものは、郵政行政審議会とする。

2 国際ボランティア貯金の加入状況の推移



3 国際ボランティア貯金の寄附金発生状況

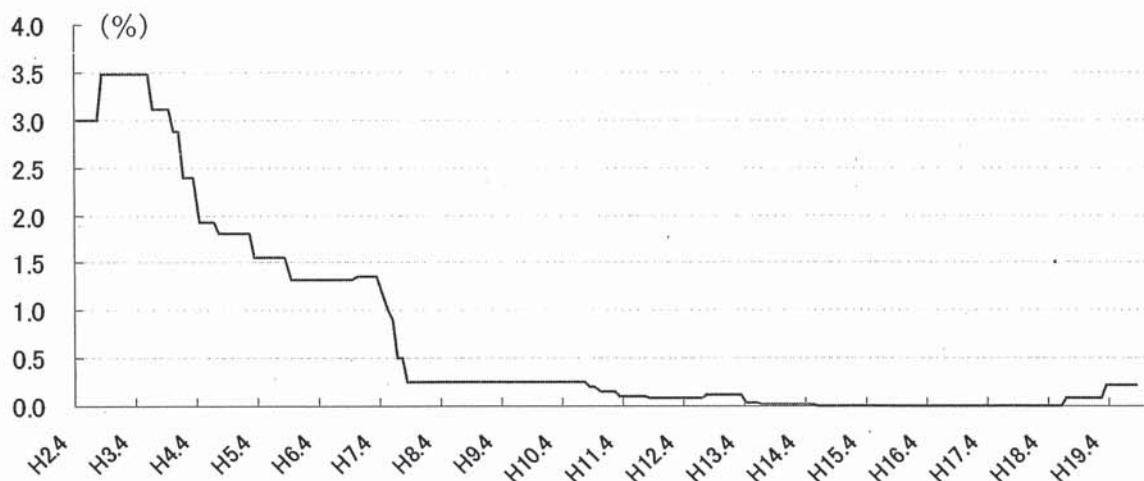
年 度	寄附金発生額	1件当たり平均発生額	年度平均利率
平成 2 年度	11億 905万円	520.8円	3.26%
平成 3 年度	27億1,580万円	402.7円	3.06%
平成 4 年度	24億1,956万円	231.6円	1.85%
平成 5 年度	25億2,130万円	182.9円	1.45%
平成 6 年度	30億3,417万円	181.2円	1.33%
平成 7 年度	14億7,056万円	75.6円	0.52%
平成 8 年度	9億6,867万円	44.1円	0.25%
平成 9 年度	12億1,071万円	49.9円	0.25%
平成 10 年度	11億3,292万円	44.6円	0.20%
平成 11 年度	5億8,517万円	22.6円	0.09%
平成 12 年度	7億8,083万円	29.9円	0.10%
平成 13 年度	1億9,356万円	7.4円	0.02%
平成 14 年度	5,659万円	2.1円	0.006%
平成 15 年度	5,308万円	1.9円	0.005%
平成 16 年度	5,699万円	2.0円	0.005%
平成 17 年度	5,888万円	2.2円	0.005%
平成 18 年度	10億5,058万円	41.1円	0.08%
平成 19 年度	13億1,148万円	52.2円	0.21%
合計	207億2,998万円		

注1 国際ボランティア貯金は、平成 19 年 9 月末をもって取扱いを終了しており、貯金利子による新たな寄附金は発生しない。

注2 平成 19 年度は、平成 19 年度上期の計数。

注3 金額は、単位未満を切捨て。

[参考] 郵便貯金金利の推移



4 国際ボランティア貯金寄附金の申請・配分状況（一般援助分）

区分	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
申請団体数	103 団体	284 団体	341 団体	319 団体	319 団体	345 団体	334 团体	305 团体
申請事業数	180 事業	478 事業	524 事業	517 事業	464 事業	442 事業	403 事業	349 事業
申請金額	約18 億円	約69 億円	約70 億円	約67 億円	約57 億円	約40 億円	約31 億円	約23 億円
配分団体数	102 团体	185 团体	185 团体	197 团体	235 团体	223 团体	209 团体	204 团体
配分事業数	148 事業	250 事業	240 事業	261 事業	305 事業	264 事業	239 事業	234 事業
配分金額	91,358 万円	232,636 万円	218,563 万円	236,272 万円	281,074 万円	157,568 万円	106,190 万円	124,227 万円
事業実施国数	48 か国	49 か国	58 か国	56 か国	61 か国	57 か国	50 か国	52 か国

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
申請団体数	263 団体	263 团体	228 团体	210 团体	131 团体	91 团体	73 团体	66 团体
申請事業数	306 事業	305 事業	261 事業	228 事業	131 事業	91 事業	73 事業	66 事業
申請金額	約22 億円	約16 億円	約13 億円	約10 億円	約3.8 億円	約2.4 億円	約1.7 億円	約1.5 億円
配分団体数	202 团体	198 团体	172 团体	137 团体	88 团体	64 团体	53 团体	38 团体
配分事業数	237 事業	225 事業	193 事業	150 事業	88 事業	64 事業	53 事業	38 事業
配分金額	118,023 万円	65,041 万円	66,646 万円	34,102 万円	14,266 万円	10,177 万円	8,603 万円	7,026 万円
事業実施国数	50 か国	51 か国	45 か国	36 か国	30 か国	27 か国	22 か国	17 か国

区分	平成19年度上期	平成19年度下期	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申請団体数	99 団体	81 团体	111 团体	104 团体	42 团体	25 团体
申請事業数	123 事業	102 事業	144 事業	128 事業	42 事業	25 事業
申請金額	約7 億円	約7 億円	約10 億円	約10 億円	約2.5 億円	約1.5 億円
配分団体数	81 团体	74 团体	109 团体	83 团体	33 团体	22 团体
配分事業数	103 事業	94 事業	140 事業	100 事業	33 事業	22 事業
配分金額	47,870 万円	49,949 万円	79,732 万円	54,282 万円	14,583 万円	11,291 万円
事業実施国数	35 か国	26 か国	35 か国	29 か国	16 か国	15 か国